

有価証券報告書

事業年度 第54期

自 平成20年4月1日

至 平成21年3月31日

株式会社アプラス

目 次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 営業実績	8
3. 対処すべき課題	12
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態及び経営成績の分析	14
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
2. 自己株式の取得等の状況	55
3. 配当政策	56
4. 株価の推移	57
5. 役員の状況	58
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	60
第5 経理の状況	63
1. 連結財務諸表等	64
2. 財務諸表等	97
第6 提出会社の株式事務の概要	123
第7 提出会社の参考情報	124
1. 提出会社の親会社等の情報	124
2. その他の参考情報	124
第二部 提出会社の保証会社等の情報	125

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【事業年度】	第54期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラス
【英訳名】	A PLUS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 常峰 仁
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
【電話番号】	(06) 6262-2971 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 野口 郷司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新小川町4番1号
【電話番号】	(03) 5229-3735
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 野口 郷司
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラス 東京本部 (東京都新宿区新小川町4番1号) 株式会社アプラス 横浜支店 (横浜市西区花咲町七丁目150番地 ウェインズ&イッセイ横浜ビル 9階) 株式会社アプラス 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル3階) 株式会社アプラス 神戸支店 (神戸市中央区伊藤町121番地 神戸伊藤町ビルディング4階) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
(1) 連結経営指標等							
営業収益	百万円	99,771	49,562	51,712	111,414	106,799	95,363
経常利益	百万円	6,409	6,474	8,186	△14,979	2,429	1,707
当期純利益	百万円	△260,157	8,039	8,301	△29,386	6,124	1,530
純資産額	百万円	64,707	73,429	76,895	59,574	111,683	108,215
総資産額	百万円	1,667,033	1,542,917	1,593,139	1,550,781	1,433,384	1,373,752
1株当たり純資産額	円	△1,066.32	△1,038.82	△1,019.98	△1,017.48	△951.02	△973.76
1株当たり当期純利益	円	△2,013.97	24.03	27.28	△151.95	26.48	6.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	5.86	7.24	—	2.78	0.53
自己資本比率	%	3.9	4.8	4.8	3.8	7.8	7.9
自己資本利益率	%	—	11.6	11.0	—	7.2	1.4
株価収益率	倍	—	22.6	22.5	—	3.2	6.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△49,404	△37,831	△106,795	51,815	51,424	130,923
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,967	500	2,494	△1,345	1,168	△5,266
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	61,598	59,932	118,257	35,715	△65,883	△118,995
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	101,986	124,587	138,543	224,729	211,438	218,100
従業員数	人	1,932 (717)	1,994 (709)	2,243 (875)	1,517 (733)	1,387 (610)	1,368 (769)

回次		第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		平成17年 3月	平成17年 9月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月
(2) 提出会社の経営指標等							
営業収益	百万円	99,308	49,311	51,328	101,465	96,874	86,576
経常利益	百万円	5,724	6,191	7,632	△13,926	3,021	2,334
当期純利益	百万円	△260,448	7,513	8,028	△27,940	6,420	2,383
資本金	百万円	15,000	15,000	15,000	25,000	40,000	47,250
発行済株式総数							
普通株式	株	193,474,018	193,474,018	193,474,018	227,510,777	235,931,829	235,931,829
優先株式	株	150,500,000	150,500,000	150,500,000	155,500,000	179,500,000	179,500,000
純資産額	百万円	63,723	71,918	75,219	60,992	113,347	110,674
総資産額	百万円	1,664,774	1,540,333	1,581,044	1,490,729	1,368,644	1,299,685
1株当たり純資産額	円	△1,071.41	△1,046.62	△1,027.71	△1,011.11	△943.75	△963.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	普通株式 — (—) 第一回A種優先株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 47.264 (—) E種優先株式 15.041 (—)	普通株式 — (—) 第一回A種優先株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 39.890 (—) E種優先株式 14.959 (—)	普通株式 — (—) 第一回A種優先株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 80.00 (40.00) E種優先株式 15.00 (15.00) F種優先株式 — (—)	普通株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 80.00 (40.00) E種優先株式 — (—) F種優先株式 — (—) G種優先株式 — (—)	普通株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 80.00 (40.00) E種優先株式 30.00 (—) F種優先株式 30.00 (—) G種優先株式 30.00 (—) H種優先株式 — (—)
1株当たり当期純利益	円	△2,016.23	21.31	25.87	△145.14	27.76	10.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	5.48	7.01	—	2.92	0.82
自己資本比率	%	3.8	4.7	4.8	4.1	8.3	8.5
自己資本利益率	%	—	11.1	10.9	—	7.4	2.1
株価収益率	倍	—	25.4	23.7	—	3.1	4.5
配当性向	%	—	—	—	—	—	—
従業員数	人	1,890 (712)	1,959 (704)	1,931 (696)	1,275 (589)	1,130 (473)	1,089 (604)

- (注) 1. △は損失（またはマイナス）を示しております。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
 4. 平成16年9月29日、平成17年2月28日、平成19年3月26日、平成20年3月28日および平成21年3月30日に、第三者割当による新株式発行を行っております。また、平成17年3月28日、平成19年6月28日および平成20年9月19日に減資を行っております。
 5. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について第49期および第52期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 6. 「自己資本利益率」および「株価収益率」について第49期および第52期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
 7. 第50期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。
 8. 第51期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。
 9. 第52期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
 10. 第52期の従業員数の減少は、主として希望退職を実施したことによるものであります。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社、旧社名：株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日：昭和26年3月30日、住所：大阪府南区南船場一丁目17番26号）は、株式会社大信販（被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日：昭和31年10月6日）の株式額面金額の変更のため昭和55年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものであります。

- | | |
|----------|--|
| 昭和31年10月 | 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。 |
| 37年5月 | 割賦購入あっせん業者登録。 |
| 37年9月 | ショッピングクレジット（個品あっせん）業務を開始。 |
| 37年10月 | キャッシングサービス業務を開始。 |
| 47年10月 | クレジットカード業務を開始。 |
| 51年1月 | 保証業務を開始。 |
| 51年11月 | 集金代行業務を開始。 |
| 53年9月 | 「株式会社大信販」に商号変更。 |
| 56年11月 | 大阪証券取引所市場第二部へ上場。 |
| 59年3月 | 株式会社ショップ二十一（現 株式会社アルファインベストメント）を設立。 |
| 59年9月 | 大阪証券取引所市場第一部へ上場。 |
| 平成4年4月 | 「株式会社アプラス」に商号変更。 |
| 7年2月 | オンラインシステムを更新。 |
| 10年10月 | 株式会社アプラスビジネスサービスを設立。 |
| 15年4月 | パシフィック・オート・トレーディング株式会社を設立。 |
| 16年9月 | 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。 |
| 17年12月 | アルファ債権回収株式会社を設立。 |
| 18年3月 | 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。 |
| 18年4月 | 新生セールスファイナンス株式会社を子会社化。 |
| 20年7月 | エス・エル・メイプル株式会社を子会社化。 |
| 20年10月 | 株式会社インサイトを子会社化。 |

(参考)

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 昭和26年3月 | 線材亜鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野亜鉛鍍金工場を設立。 |
| 26年10月 | 商号を「奥野工業株式会社」に変更。 |
| 54年10月 | 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。 |
| 55年4月 | 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。 |

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社8社で構成されており、主な部門と主要な会社の当該部門における位置付けは、次のとおりであります。

部門	主要な会社	
	当社および子会社	
総合あっせん	当社	全日信販(株)
個品あっせん		
信用保証		
融資		
その他	当社	全日信販(株) アルファ債権回収(株) その他 6社

各部門の主な内容は、次のとおりであります。

(1) 総合あっせん部門

当社グループが承認した会員にクレジットカードを発行し、会員は当社グループの加盟店（百貨店・専門店等）でカードを呈示してサインすることにより商品の購入およびサービスの提供を受けることができ、その代金は、当社グループが会員に代わって加盟店に立替払を行い、会員から立替代金の回収を行います。

(2) 個品あっせん部門

当社グループの加盟店または当社グループと提携メーカー等の系列下にある販売店が割賦販売を行う場合、当社グループが承認したお客さまに対しては、当社グループがその代金をお客さまに代わって立替払を行い、お客さまから分割払により立替代金の回収を行います。

(3) 信用保証部門

お客さまから加盟店を通じて当社グループへ保証申込があった場合、当社グループが保証決定したお客さまに対して提携金融機関が融資を行う形態をとり、当社グループはその債務を保証し、債権回収業務を代行します。

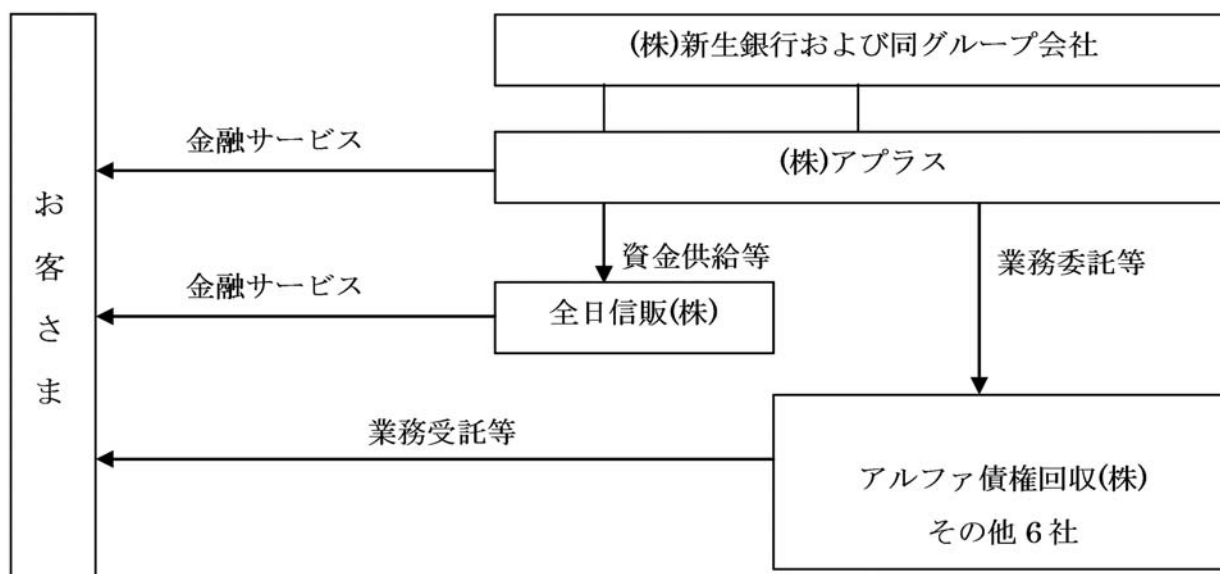
(4) 融資部門

当社グループのクレジットカード会員に対し、CD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）で会員の利用限度額まで融資を行い、回収を行います。

(5) その他部門

オートネットサービス（集金代行業務）、事務代行業務を行っております。

系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有 割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	76.7	—	1	預金の預入 資金の借入	—	優先株式 の引受

(注) 株式会社新生銀行は、有価証券報告書を提出しております。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
全日信販(株)	岡山県 岡山市	1,000	信販業	97.3	2	1	—	事務所の 賃貸借	—
アルファ債権回 収(株)	東京都 新宿区	500	債権管理 回収業	100.0	3	3	業務委託	—	—
その他6社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

会社名	従業員数（人）	
(株)アプラス	1,089	(604)
全日信販（株）	240	(145)
アルファ債権回収(株)	17	(16)
その他	22	(4)
合計	1,368	(769)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
3. 上記各社と事業部門との関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,089 (604)	36.9	11.6	5,323,744

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

(3) 労働組合の状況

当連結会計年度末現在の組合員数は881名で、上部団体には加盟せず、また労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機が一段と深刻化する中、輸出減少や生産調整が企業収益を圧迫し、雇用情勢の悪化に伴い個人消費低迷に拍車がかかるなど、景気は急速に悪化いたしました。また、金融市場においても、世界的な株価下落や急激な為替変動、資源価格の乱高下など、極めて不安定な状況が継続いたしました。年度末にかけ、各国の積極的な景気対策などを背景に、一部に金融市場の落ち着きは見られましたが、先行きは依然として不透明感が漂う状況となっております。

当業界におきましては、個人消費が低迷する中、改正貸金業法の段階的な施行への対応や、平成20年6月に成立した改正割賦販売法の影響が懸念されるなど、消費者信用マーケットは一段と収縮の動きが強まり、厳しい経営環境が続きました。また、業界内においても業態の垣根を越えた再編の動きが強まるなど、競争環境も変化しつつあります。

このような中、当社グループは、「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンに基づき、株式会社新生銀行との強固なリレーションシップを背景に、スキルとインフラの改善によるサービスレベルの向上やコスト削減、マーケティング戦略の改善を通じた個別商品・ソリューションの提供などにより、安定的な収益基盤の構築を図りました。また、信用収縮が一段と強まる中、信販会社の社会的責任として、加盟店を通じた円滑な信用供与により人々の豊かな暮らしづくりに貢献することを目指してまいりました。

また、平成21年3月、資本政策の一環として、D種優先株式（平成17年2月発行）の一部を取得・消却し、その取得原資とするため、株式会社新生銀行を割当先とする第三者割当増資により、新たにH種優先株式を発行し、資本構成の再構築を図りました。これにより、株式会社新生銀行との連携を一段と強化し、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開を可能とする体制を整えました。

当連結会計年度の業績につきましては、貸金業法の最終施行に備えたポートフォリオの見直しや、急速に冷え込んだ個人消費の影響などにより、営業収益は953億63百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりましたが、与信厳正化の継続により債権の良質化が進展し、貸倒関連費用が大幅に減少したことや、経営環境の変化に迅速に対応し、コスト構造を抜本的に見直したことなどにより、営業費用の大幅な削減で営業収益の減少分を補い、ビジネスは概ね順調に推移してまいりました。しかしながら、利息返還請求につきましては、引き続き高水準で推移していることから、貸金業法の最終施行を前に、引当水準を十分に保つため、当期末において利息返還損失引当金を大幅に積み増しいたしました。この結果、当連結会計年度の営業利益は17億79百万円（前連結会計年度比29.0%減）、経常利益は17億7百万円（前連結会計年度比29.7%減）、当期純利益は、投資有価証券評価損の計上などにより、15億30百万円（前連結会計年度比75.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ66億61百万円増加し、2,181億円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ794億99百万円増加し、1,309億23百万円となりました。これは主として、債権流動化に係る預り金の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ64億34百万円減少し、△52億66百万円となりました。これは主として、ソフトウェアの取得の増加によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ531億12百万円減少し、△1,189億95百万円となりました。これは主として、借入金の返済の増加によるものであります。

2【営業実績】

(1) 部門別営業収益

部門	金額（百万円）	前連結会計年度比（%）
総合あっせん	10,661	107.0
個品あっせん	12,419	83.5
信用保証	17,808	84.0
融資	43,148	87.1
金融収益	2,241	91.1
その他	9,084	104.2
合計	95,363	89.3

(注) 1. 部門別営業収益の主な内訳は、次のとおりであります。

総合あっせん	
および	…… 利用者手数料、加盟店手数料
個品あっせん	
信用保証	…… 保証料
融資	…… 利用者手数料
その他	…… 集金代行受託手数料

2. 部門別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 部門別取扱高

部門	金額（百万円）	前連結会計年度比（%）
総合あっせん	486,901 (486,118)	110.6
個品あっせん	102,064 (92,745)	108.6
信用保証	318,589 (301,229)	98.2
融資	122,494 (122,494)	84.4
その他	1,334,572	104.4
合計	2,364,624	103.6

(注) 1. 部門別取扱高の範囲は、次のとおりであります。

総合あっせん	アドオン方式の場合は、クレジット対象額に利用者手数料を加算した金額で
および	…… あります。リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額で
個品あっせん	…… あります。
信用保証	…… アドオン方式の場合は、保証元本に同手数料および保証料を加算した金額で
	…… あります。残債方式の場合は、保証元本であります。
融資	…… 融資額であります。
その他	…… 集金代行金額等であります。

2. () 内の金額は、元本取扱高であります。

(3) 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	9	0.0	9	6	0.0	9
建設業	94	0.0	59	80	0.0	58
運輸・通信業	9	0.0	6	72	0.0	21
卸売、小売・飲食店	119	0.1	51	130	0.1	70
不動産業	84	0.0	16	100	0.0	17
サービス業	1,127	0.5	45	1,024	0.5	64
個人	227,968	99.4	705,565	219,173	99.4	670,892
合計	229,413	100.0	705,751	220,587	100.0	671,131

(4) 融資における担保別貸出状況

担保の種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	貸出金残高 (百万円)	貸出金残高 (百万円)
不動産	1,406	1,267
信用	228,007	219,320
合計	229,413	220,587

(5) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の状況ならびに特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の不良債権の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」（平成11年5月19日 大蔵省令第57号）に基づく、提出会社における融資（営業貸付金）の状況ならびに「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年5月19日 大蔵省令第32号）に基づく、提出会社における融資（営業貸付金）の不良債権の状況は次のとおりであります。

① 融資の種類別残高内訳

平成21年3月31日現在

貸付種別		件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無担保（住宅向を除く）	599,471	100.0	193,014	99.1	17.29
	住宅向	167	0.0	450	0.2	2.82
計		599,638	100.0	193,464	99.3	17.15
事業者向		239	0.0	1,414	0.7	4.23
合計		599,877	100.0	194,879	100.0	17.08

② 資金調達内訳

平成21年3月31日現在

借入先等	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	280,728	1.40
その他	27,100	1.91
社債・短期社債	27,100	1.91
合計	307,828	1.45
自己資本	114,504	—
資本金・出資額	47,250	—

③ 業種別融資残高内訳

平成21年3月31日現在

業種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
製造業	9	0.0	6	0.0
建設業	58	0.0	80	0.0
運輸・通信業	21	0.0	72	0.0
卸売、小売・飲食店	70	0.0	130	0.1
不動産業	17	0.0	100	0.1
サービス業	64	0.0	1,024	0.5
個人	599,638	100.0	193,464	99.3
合計	599,877	100.0	194,879	100.0

④ 担保別融資残高内訳

平成21年3月31日現在

受入担保の種類	残高 (百万円)	構成割合 (%)
不動産	1,259	0.6
無担保	193,619	99.4
合計	194,879	100.0

⑤ 期間別融資残高内訳

平成21年3月31日現在

期間別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
極度借入基本契約	491,396	81.9	135,431	69.5
1年以下	47,062	7.8	15,546	8.0
1年超5年以下	18,868	3.2	4,418	2.3
5年超10年以下	30,565	5.1	23,226	11.9
10年超15年以下	11,672	2.0	15,968	8.2
15年超20年以下	242	0.0	184	0.1
20年超25年以下	56	0.0	78	0.0
25年超	16	0.0	24	0.0
合計	599,877	100.0	194,879	100.0
1件当たり平均期間 (年)	—	—	—	—

(注) 1. 期間は約定期間によっております。

2. 極度借入基本契約は、一定の利用限度枠を決めており、その枠内で利用する契約であります。

3. 「1件当たり平均期間」は、極度借入基本契約を含んでおりますので算出しておりません。

⑥ 不良債権の状況

平成21年3月31日現在

区分	残高（百万円）
破綻先債権	97
延滞債権	29,380
3ヵ月以上延滞債権	1,346
貸出条件緩和債権	16,334

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。
2. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ2,996百万円、66,483百万円を直接減額しております。

3 【対処すべき課題】

近年の当業界におきましては、改正貸金業法の段階的な施行に加え、特定商取引法・割賦販売法の改正等、規制強化の流れが加速するとともに、業態の垣根を越えた再編の動きや昨今の世界的な金融問題に端を発した景気の急速な悪化による国内経済への波及等、経営環境は想定以上のスピードで変化しております。

当社グループはこれらの経営環境の変化に機動的に対応することを対処すべき課題ととらえ、「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンの実現をより確実に実行することを重点課題として取り組んでおります。また、こうした想定以上のスピードで変化する現下の経営環境を鑑み、その変化に機動的に対応できる組織づくりが急務であると考え、平成21年5月13日開催の当社取締役会において、平成22年4月1日（予定）に事業持株会社体制の採用により新たな体制へ移行することについて決議し、平成21年6月26日開催の定時株主総会において承認されました。

中期的な経営戦略につきましては、以下のとおりであります。

① 「戦略ビジョン」 「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」

ー先進インフラとITを通じて消費者向けの与信判断や回収能力を高め、提携先に優れたサービスを提供する企業グループとなるー

ア. スキルとインフラの改善

株式会社新生銀行の保有する低コストで安全性、柔軟性の高い手法を活用したITインフラ基盤を構築し、バックオフィスを高度に自動化してまいります。これにより取引先のニーズに応じたカスタム化へ迅速に対応するなど各事業におけるサービス面での機能を強化するとともに、競合との差別化を図り、また業務の効率化を一層推進してまいります。また、自動化されたバックオフィスに対応する人材を早期に育成するため、人材育成プログラムの更なる充実を図ってまいります。

イ. マーケティング戦略の改善

提携先との取引につきましては、大手優良提携先との取引深耕・新規開拓を更に推進してまいります。また、株式会社新生銀行との連携により、金融機関保証などの戦略的事業の推進や、革新性を持つ商品やサービスの拡充についても継続的に取り組んでまいります。

営業体制では、ショッピングクレジット事業を中心とした当社グループの提携先チャネルをプラットフォームに、個別商品の提供にとどまらないソリューション提供へと営業力を強化してまいります。

② 事業持株会社体制への移行について

ア. グループ経営機能の更なる向上

会社分割による事業持株会社体制の採用により、当社グループ内における異なる事業の透明性の高い管理体制と、変化の早い経営環境に機動的に対応できる体制を確立し、グループ戦略を機動的に実施してまいります。また経営資源の最適配分徹底を通して、当社グループ全体の企業価値を高めてまいります。

イ. 個別事業の強化

事業会社は、採算性を意識しつつ迅速な意思決定を行い、各事業会社の特性を活かして、お客さまや市場に密着した付加価値のある金融サービスの提供や、取引先加盟店へのカスタマイズされた高度なサービスの提供により、柔軟かつスピーディに事業環境の変化に対応してまいります。

ウ. 株式会社新生銀行でのコンシューマーファイナンス事業の包括的な見直しへの対応

当社の親会社である株式会社新生銀行は、現在、コンシューマーファイナンス事業の更なる強化と収益性の向上を図るため、グループ全体での事業の包括的な見直しを行っております。新生銀行グループの子会社として、当社グループは、本体制への移行により、事業の効率化をすすめ、収益性の向上に注力してまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業は、経済環境の変化などによる個人消費の低迷や、雇用情勢の悪化等が続いた場合、取扱高の減少や返済状況への影響により、収益の減少および貸倒関連コストの増加が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、異業種の参入が相次いでおり、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸倒引当金の十分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(4) 金利の変動について

当社グループは、資金調達において、金融機関からの借入による間接金融や、債権流動化、普通社債、コマーシャルペーパーなどの直接金融を効率的に組合せるとともに、長期固定調達の比率を高めることにより、金利変動による影響の低減に努めております。しかしながら、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けA-、コマーシャルペーパー a-1 の格付けを取得しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の借入金の一部には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、期限の利益を喪失することとなり、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報管理について

当社は、ショッピングクレジット・カード・決済・消費者金融等をコア事業として推進しており、これらの事業展開に不可欠であるお客さまの個人情報を保護することについて、平成17年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでまいりました。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理などのシステムセンターはバックアップデータの確保や、耐震・防災設備を施されているなど、強固で安全なシステム体制を構築しております。しかしながら、予想を超えた災害が発生した場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、信頼性の低下や、業務への支障により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等について

① 割賦販売法、特定商取引法

当社グループのショッピングクレジット事業およびカード事業は、「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制を受けております。また、同法は、新たに規制が加わる等の改正法令として施行が予定されております。今後、同法が更に改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中には「特定商取引法」の適用を受ける先があります。同法についても改正法令として施行が予定されておりますが、同法の適用を受ける提携先の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 貸金業法等

当社グループの融資関連事業は、「貸金業法」等の適用を受けております。

平成18年12月に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年12月には「貸金業法」として改正、施行がなされております。これにより、みなし弁済制度が廃止され、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の貸付上限金利が20%に引き下げられ、「貸金業規制法」に総量規制等が規定されることとなったため、営業収益が減少する可能性があります。また、これまでの貸付に対しての「利息制限法」の上限金利を超える利息部分の返還請求に伴い、超過利息の返還等を行う場合があります。当社グループは、利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 優先株式の転換による普通株式の希薄化について

優先株式の転換期日の到来などにより転換がなされた場合、当社の普通株式の希薄化や株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 株式会社新生銀行との関係について

当社の親会社は、株式会社新生銀行であり、当社は、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの中核企業としての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 資産・負債および純資産

資産の状況につきましては、割賦売掛金・信用保証割賦売掛金の減少などにより前連結会計年度末比596億32百万円減少し、1兆3,737億52百万円となりました。

負債の状況につきましては、借入金・信用保証買掛金の減少などにより前連結会計年度末比561億64百万円減少し、1兆2,655億37百万円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ34億67百万円減少の1,082億15百万円となり、自己資本比率は7.9%となりました。

(2) 営業収益

① 総合あっせん部門

本部門の主要事業でありますカード事業におきましては、効果的なキャンペーン実施によるカード利用率の向上や、提携戦略の見直しなどのマーケティング戦略の改善に努め、これまでの規模の拡大戦略を見直し、量から質への方向転換を推進してまいりました。また、明細書のweb化の促進や年会費制度の導入など、事業構造を根本から見直し、収益力の改善に努めてまいりました。この結果、総合あっせん部門の営業収益は106億61百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

② 個品あっせんおよび信用保証部門

本部門の主要事業でありますショッピングクレジット事業におきましては、商品内容や信用状況に応じた適正な価格設定による収益率の向上、お客さまのニーズに応じたソリューション提供、人材育成によるスキルアップなどを通じ、収益力の強化に努めてまいりました。また、平成21年4月には、取引先加盟店への営業活動（BtoB）の促進に特化した部署として、新しい営業スタイルを構築することで営業活動の高度化を目指す「ビジネスプロモーションセンター」を新たに開設いたしました。しかしながら、厳正な加盟店管理の継続的な取組や、景気低迷による自動車販売台数の減少、マーケット規模の縮小など、年度後半にかけ特に厳しい事業環境におかれましては。この結果、個品あっせん部門の営業収益は124億19百万円（前連結会計年度比16.5%減）、信用保証部門の営業収益は178億8百万円（前連結会計年度比16.0%減）となりました。

③ 融資部門

本部門の主要事業であります消費者金融事業におきましては、改正貸金業法の段階的な施行に合わせ、専門の統括部署を設置し、システム対応や必要とされる法的要件の整備など、体制整備に取り組んでまいりました。また、金融機関との提携によるローン保証業務の拡大に努め、平成20年6月、株式会社新生銀行との『新生銀行スマートカードローン』の取扱を開始いたしました。しかしながら、厳格な与信基準の継続や、消費者信用マーケットの縮小などにより取扱高が減少し、融資部門の営業収益は431億48百万円（前連結会計年度比12.9%減）となりました。

④ その他部門

本部門の主要事業であります決済事業におきましては、オートネットサービスの付加サービスとして、web上で口座振替の手続きが完了する「web口座振替受付サービス」の取扱を開始するなど、お客さまの利便性を高めることで取引先の拡大を図り、安定的な収益源の確保に努めてまいりました。この結果、その他部門の営業収益は90億84百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

(3) 営業費用

① 人件費および物件費等

経営環境が急速に変化する中、業務の機能別集約やプロセスの改善、最適な人員配置など、コスト構造の抜本的な見直しを迅速に進めた結果、人件費は131億18百万円（前連結会計年度比7.9%減）、物件費等は402億94百万円（前連結会計年度比1.7%減）となりました。

② 貸倒引当金繰入額

厳正な与信基準の運用を継続したことにより、債権内容の良質化が一段と進展し、貸倒引当金繰入額は243億43百万円（前連結会計年度比36.3%減）となりました。

③ 利息返還損失引当金繰入額

グレーゾーン金利にかかる利息返還請求が引き続き高水準で推移したことから、改正貸金業法の最終施行を前に引当水準を十分に保つため、利息返還損失引当金を大幅に積み増しいたしました。この結果、利息返還損失引当金繰入額は87億23百万円（前連結会計年度比133.7%増）となりました。

④ 金融費用

世界的な金融市場の混乱を背景に、調達にかかる借入金利は上昇いたしました。借入金残高が減少したことにより、金融費用は71億4百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。

(4) 経常利益および当期純利益

営業収益は953億63百万円（前連結会計年度比10.7%減）となり、営業費用は935億84百万円（前連結会計年度比10.3%減）となったことにより、経常利益は17億7百万円（前連結会計年度比29.7%減）となりました。当期純利益は、投資有価証券評価損の計上などにより、15億30百万円（前連結会計年度比75.0%減）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
		建物及び 構築物	土地		リース資産	その他	合計	
			面積 （㎡）	金額				
東京本部	東京都新宿区	478	780	925	12	118	1,535	286 (26)
長堀事務所 (本店所在地)	大阪市中央区	162	518	379	2	63	606	93 (95)
営業店 他	—	159	—	—	252	912	1,324	710 (483)

(注) 1. 「第3 設備の状況」に記載した金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

東京本部 209 百万円

3. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備は、次のとおりであります。

設備内容	数量	年間レンタル料 （百万円）	期間(年)
ホストコンピュータ	1式	323	3

4. 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び 構築物	土地		リース資産	その他	合計	
				面積 （㎡）	金額				
全日信販(株)	本社	岡山県岡山市	37	486	123	1	8	170	70 (16)
	事務センター	岡山県岡山市	378	2,411	161	0	133	673	114 (104)
	営業店 他	—	0	—	—	0	1	1	56 (25)

(注) 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	1,225,396,072
第一回B種優先株式	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000
D種優先株式	49,000,000
E種優先株式	70,500,000
F種優先株式	10,000,000
G種優先株式	25,000,000
H種優先株式	40,500,000
計	1,445,396,072

(注) 1. 当社の定款の定めにより、発行可能株式総数は、1,375,896,072株であります。

2. 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、D種優先株式の発行可能株式総数は同日32,250,000株減少し、16,750,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	235,931,829	235,931,829	大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 500株
第一回 B種優先株式	10,000,000	10,000,000	—	単元株式数 500株 (注) 1
第一回 C種優先株式	15,000,000	15,000,000	—	単元株式数 500株 (注) 2
D種優先株式	16,750,000	16,750,000	—	単元株式数 500株 (注) 3
E種優先株式	70,500,000	70,500,000	—	単元株式数 500株 (注) 4
F種優先株式	10,000,000	10,000,000	—	単元株式数 500株 (注) 5
G種優先株式	25,000,000	25,000,000	—	単元株式数 500株 (注) 6
H種優先株式	32,250,000	32,250,000	—	単元株式数 500株 (注) 7
計	415,431,829	415,431,829	—	—

(注) 1. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) B種優先配当金

① ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下、「B種優先配当金」という。)の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果B種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$B種優先配当金 = 1,000円 \times (B種優先配当率 + 2.00\%)$

「B種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日(以下、併せて「B種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、B種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をB種優先配当基準日と

する。

B種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② 当社は、定款に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「B種優先中間配当金」という。）を行う。
- ③ B種優先中間配当金が支払われた場合においては、上記(1)①のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(4) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。
- ② B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(4)①のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(6) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- ② 当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先株式の取得

当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(8) B種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

- ① B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。
- ② B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア. ないしエ. に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(ア) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整される（以下「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

d. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額（会社法第236条に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(イ) このウにおいて「時価」とは、調整後交付価額を適用する日（上記②ウ（ア）dただし書きの場合には割当てのための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ウ) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。

(エ) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。

(オ) 上記②ウ（ア）の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合

- b. 上記 a のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
 - c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- a. ②ウ(ア) a の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。）
 - b. ②ウ(ア) b の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - c. ②ウ(ア) c の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
 - d. ②ウ(ア) d の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記②ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額または下限交付価額に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。）、②ウ(オ)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ(ウ)に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

- ③ B種優先株式を当社が取得するのと引換えに、当社が交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容
当社普通株式
- ⑤ 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑥ 効力の発生
取得請求書およびB種優先株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がB種優先株式を取得し、当該請求したB種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(9) B種優先株式の取得および引換えに交付される普通株式

- ① 当社は、上記(8)①の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下「B種優先株式強制取得日」という。）において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。

- ② 当社は、B種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、もしくは公告するものとする。
- ③ 上記(9)①の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(10) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、B種優先配当金およびB種優先中間配当金についてこれを準用する。

(11) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(13) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

2. 第一回C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) C種優先配当金

- ① ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下、「C種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。C種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果C種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$C種優先配当金 = 1,000円 \times (C種優先配当率 + 2.00\%)$$

「C種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「C種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、C種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をC種優先配当基準日とする。

C種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② 当社は、定款に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。
- ③ C種優先中間配当金が支払われた場合においては、上記(1)①のC種優先配当金の支払いは、C種優先中間配当金を控除した額による。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしない。

(4) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主またはC

種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。

② C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(4)①のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は2008年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会るときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結るときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(6) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

① 当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

② 当社は、C種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先株式の取得

当社は、いつでもC種優先株式を取得することができる。

(8) C種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

① C種優先株主は、2009年9月1日から2024年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するC種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

② C種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア. ないしエ. に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2010年9月1日から2024年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(ア) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整される（以下「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

d. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)または新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(イ) このウにおいて、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(ア) d ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ウ) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。

(エ) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。

(オ) 上記②ウ(ア)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合

b. 上記 a のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合

c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合

(カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。

(ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

a. ②ウ(ア) a の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)

b. ②ウ(ア) b の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

c. ②ウ(ア) c の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額

- d. ②ウ(ア) dの新株予約権の行使に際して1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)または新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記②ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額または下限交付価額に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。)、②ウ(オ)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ(ウ)に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

- ③ C種優先株式を当社が取得するのと引換えに、当社が交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

- ⑤ 取得請求受付場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ⑥ 効力の発生

取得請求書およびC種優先株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がC種優先株式を取得し、当該請求したC種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

- (9) C種優先株式の取得および引換えに交付される普通株式

- ① 当社は、上記(8)①の請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、2024年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「C種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株の払込金相当額をC種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。

- ② 当社は、C種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、C種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、もしくは公告するものとする。

- ③ 上記(9)①の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

- (10) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、C種優先配当金およびC種優先中間配当金についてこれを準用する。

- (11) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

- (12) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(13) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

3. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) D種優先配当金

① 当社は、定款に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主もしくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）もしくはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）、F種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）もしくはF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）およびG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）もしくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式および各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、下記④の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。

② 当社は、定款に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主および登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

③ D種優先中間配当金が支払われた場合においては、上記①のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。

④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。2005年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i) 直近の4月1日および10月1日（ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 4%からD種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日という。以下同じ。）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率および(iii) 1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 累積条項

ある事業年度において、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする。累積未払配当金はD種優先配当金およびD種優先株式に劣後する株式に先立って支払われるものとする。

(3) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当はしない。

(4) 残余財産の分配

① 当社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主もしくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき1株当たりのD種優先株式取得価格（下記(9)に定義する。）を支払う。

② D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(4)①のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

① D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配

当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式500株あたり1議決権を有する。

② 当社は、法令の定めに従い、毎年の定時株主総会に、D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。

(6) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与D種優先株式の取得

① 当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

② 当社は、D種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先株式の取得

当社は、いつでもD種優先株式を取得することができる。

(8) D種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

① D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日（以下この(8)において「取得日」という。）において、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

② 上記(8)①の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア. D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日（以下この(8)において「算出期間」という。）における各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下「D種優先株式交付価額」という。）。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. 参照価格の調整

(ア) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下、「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ(イ)に従い発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行もしくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下、「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}$$

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価

の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする

「時価」とは、(i) 普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii) 普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなす。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払もしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(8)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記(8)イ(ア)で規定されている調整に加え、(i) 合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii) 普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii) 参照価格を調整すべき事由が2つ以上相乗して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(8)に不明瞭な点がある場合、または取得価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(8)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。

(キ) 参照価格の最低調整額

参照価格の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

③ 取得請求受付場所

D種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

④ 効力発生

各取得日において、取得請求書および（株券が発行されている場合には）D種優先株式の株券が上記取得請求受付場所にその営業時間内に到着した時点で、当社が当該D種優先株式を取得し、当該請求したD種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となるものとする。

(9) 当社による取得条項

当社は、2010年4月1日（同日を含む。）以降随時、取締役会の決議により定める日（以下この(9)において「取得日」という。）をもって、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「D種優先株式取得価格」は、(i) D種清算価値、(ii) 取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未

払配当金、(iii)最終配当金額(以下に定義)および(iv)2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。

「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii)D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(この(9)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、または、(ii)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額が差し引かれるものとする。

なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(10) 株主による取得請求

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
- ② 上記(10)①にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。
- ③ 取得請求受付場所
D種優先株式の取得を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ④ 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、合計で発行済み普通株式の50%超を保有しなくなつてから14日以内に、当社は、各D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(11) 譲渡に対する制限

D種優先株式は、当社の承認のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する(以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。)ことはできないものとする。ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第10条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、(iii)譲渡等がD種優先株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。D種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

(12) 劣後証券の配当または支払いに対する制限

D種優先株式の発行済み株式総数が0とならない限り、当社は、D種優先株式に劣後する証券に対して、配当金その他の分配を行うことを当社の株主総会に提案せず、またいかなる子会社に対してもかかる株式の買受け、買取りもしくは取得を行わせ、または行うことを許容しないものとする。ただし、D種優先株式に未払配当金がない場合に限り、(i)当社の定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、(ii)普通株式については該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均価格(平均価格の計算は、円位未満小数第2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを当社の株主総会に対して提案することができるものとする。

(13) 株主による取得請求および当該取得と引換えに交付される普通株式または金銭

- ① 当社の、ある事業年度末もしくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末もしくは中間期末における財務諸表が決算短信もしくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、または、当該事業年度末もしくは中間期末から90日以内に決算短信もしくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下この(13)において上記各期間を「請求期間」という。）に、当社に対して通知をすることにより、当社に対して、法律によって許容される範囲で、当社の選択により (i) D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、または (ii) D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。
- ② 上記(13)① (i) により普通株式が交付される場合は、上記(8)の取得日を請求期間満了後16営業日以内で当社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種優先株式交付価額で、請求されたD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の当社の普通株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。
- ③ 上記(13)① (ii) によりD種優先株式が当社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内で当社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をすることは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数について抽選）により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに上記(13)②に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。

(14) 優先もしくは同順位の証券の発行

D種優先株式の発行済み株式総数が0とならない限り、当社は、残余財産、配当の支払、（当社の選択によるか、株主の選択によるかを問わず）当該株式の取得と引換えに金銭が交付される、もしくは買受けされる点についてD種優先株式に優先する、もしくは同順位のいかなる種類の株式も発行してはならないものとする。

(15) 優先配当金の除斥期間

D定款の規定は、D種優先配当金およびD種優先中間配当金についてこれを準用する。

(16) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

また、当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、D種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

(17) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(18) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. E種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) E種優先配当金

- ① 当社は、定款に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主もしくは普通株式の登録株式質権者、B種

優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主もしくはF種優先登録株式質権者およびG種優先株主もしくはG種優先登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式および各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、下記④に定める金額の期末配当（以下「E種優先配当金」という。）を行う。

② 当社は、定款に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株主および登録株式質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「E種優先中間配当金」という。）を行う。

③ E種優先中間配当金が支払われた場合においては、上記①のE種優先配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。

④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきE種優先配当金として2,000円（以下「E種清算価値」という。）に1.5%を乗じた金額に、当該E種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出される額を支払う。2005年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度に関しては、各事業年度の1株につきE種優先配当金として、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当を支払うものとする。

2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、各事業年度の1株につきE種優先配当金として、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して、E種清算価値にE種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。

「E種優先株式増加配当率」は、(i) 直近の4月1日および10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値 (ii) 1.5%からE種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T. S. R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下かかるスワップ・レートを「E種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率および (iii) 1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて配当はしない。

(4) 残余財産の分配

① 当社の残余財産を分配するときは、E種優先株式に劣後する株式に先立ち、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき1株当たりのE種優先株式取得価格（下記(10)に定義する。）を支払う。

② E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(4)①のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

① E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、E種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでE種優先株式500株あたり1議決権を有する。

② 当社は、法令の定めに従い、毎年の定時株主総会に、E種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。

(6) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

① 当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

② 当社は、E種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株引受権付社債の引受権を与え

ない。

(7) 優先株式の取得

当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、いつでもE種優先株式を取得することができる。

(8) E種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

- ① E種優先株主は、2007年4月1日以降いつでも下記条件により、その有するE種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる（以下この(8)において当該請求権を行使された日を「取得日」という。）。
- ② 上記(8)①の請求により、E種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、E種優先株主が取得請求のために提出したE種優先株式のE種清算価値の総額を下記の条件に従いその時点で有効なE種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア. E種優先株式交付価額

当初のE種優先株式交付価額は、当社にE種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日における各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下VWAP価格およびこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下「E種優先株式交付価額」という。）。ただし、E種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. E種優先株式交付価額の調整

(ア) 上記E種優先株式交付価額の算出にあたっては、下記の公式で計算するとE種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{E種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{E種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{発行前のみなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{発行後のみなし発行済み普通株式数} \end{array}}$$

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i) 普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii) 普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなす。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式交付価額の調整は、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、普通株式に関し、配当を支払もしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(8)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、E種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記(8)イ（ア）で規定されている調整に加え、（i）合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、（ii）普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、

（iii）E種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後E種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するE種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(8)に不明瞭な点がある場合、または交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会がE種優先株式交付価額の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(8)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(キ) E種優先株式交付価額の最低調整額

E種優先株式交付価額の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

③ 取得請求受付場所

E種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

④ 効力発生

取得請求書とE種優先株式の株券が、営業時間内に上記(8)③に明記されている取得請求書受付場所に到着した時点で、当社が当該E種優先株式を取得し、当該請求したE種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株主となるものとする。

(9) 当社による取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、2008年4月1日（同日を含む。）以降2010年3月31日（同日を含む。）までの期間、取締役会決議により定める日において、35日以上90日以内の事前通知により、その時点で有効なすべてのE種優先株式もしくはその一部について、普通株式の時価（かかる通知の送付日付で計算されたもの。）がその時点で有効なE種優先株式交付価格の150%を上回った場合に限り、E種優先株式の一部または全部を取得し、当該取得と引換えにE種優先株式のE種清算価値の総額を上記(8)のAおよびBの条件に従いその時点で有効なE種優先株式交付価額で除した数の普通株式を交付することができる。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(10) 当社による取得条項

① 当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日（ただし、2010年4月1日以降に限る。）以降随時、取締役会の決議により定める日（以下この(10)において「取得日」という。）をもって、E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みE種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えにE種優先株式1株につき、E種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「E種優先株式取得価格」は、(i) E種清算価値、(ii) 最終配当金額（以下に定義）および(iii) 2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、E種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする

「E種早期取得費」とは、(i) E種清算価値に、(ii) E種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間（この(10)において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップレート（取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（円LIBOR（360日ベース））として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される数値とする。）（対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。）を乗じた額に、(iii) 取得日から2012年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、E種取得価格、最終配当金額およびE種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② E種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

「最終配当金額」とは、(i) 2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額、または(ii) 2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額が差し引かれるものとする。

(11) 株主による取得請求

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、E種優先株主は、E種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
- ② 上記(11)①にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるE種優先株式の取得の取得日に有効なE種優先株式取得価格に相当する額とする。
- ③ 取得請求受付場所
E種優先株式の取得請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ④ 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、当社の発行済普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(12) 譲渡に対する制限

E種優先株式は、当社の承諾のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する（以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。）ことはできないものとする。ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i) 当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii) 譲渡等の相手方が金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、(iii) 譲渡等がE種優先株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。E種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

(13) D種優先株式の所有権の通知

D種優先株式の発行済み株式総数が0になった日から14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対し、その旨の通知書を送達するものとする。

(14) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、E種優先配当金およびE種優先中間配当金についてこれを準用する。

(15) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

また、当社は、E種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、E種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

(16) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(17) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

5. F種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) F種優先配当金

① 当社は、定款に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている普通株主もしくは普通登録株式質権者、B種優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主もしくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、下記②に定める金額の期末配当（以下「F種優先配当金」という。）を行う。ただし、(4)に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、①のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。

② 2007年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2007年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「F種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2014年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して、F種清算価値にF種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「F種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日およびその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、(1)において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（またはその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からF種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（またはその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「F種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、F種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

当社は、定款に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主またはF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の間中配当（以下「F種優先中間配当金」という。）を行う。

(5) 残余財産の分配

① 当社の残余財産を分配するときは、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、F種優先株式に劣後する株式を有する株主またはF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、(i) F種清算価値、(ii) F種最終配当金額（以下に定義）、および(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、F種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、(5)の目的上、F種最終配当金額およびF種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

② F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対しては、上記(5)①の他、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、F種優先株主は、定時株主総会にF種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までF種優先株式500株当たり1議決権を有する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当て等

① 当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

② 当社は、F種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) F種優先株式の取得

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、F種優先株式を取得することができる。

(9) 当社の普通株式を対価とする取得請求権

① F種優先株主は、2009年4月1日以降いつでも、下記条件により、その有するF種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

② 上記(9)①の請求に基づく当社によるF種優先株式の取得と引換えに、当社がF種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株主が取得請求のために提出したF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア. F種優先株式交付価額

当初のF種優先株式交付価額は、当社にF種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、(9)において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のF種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. F種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の算式で計算するとF種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、または下記イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行または交付は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、F種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたF種優先株式交付価額を「調整後F種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後F種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{発行または交付前の} \\ \text{F種優先株式} & & \text{みなし発行済み} \\ \text{交付価額} & = & \text{普通株式数} \quad + \quad \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}} \\ & & \text{発行または交付後のみなし発行済み普通株式数} \end{array}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券または権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社またはその完全子会社の勘定で所有または保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行または交付の場合には、当該発行または交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行もしくは交付の場合には、当該発行または交付により、当該証券または権利の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。

上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後F種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、または(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な価格を意味するものとする。

(イ) 新株予約権の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利を発行または交付する場合、かかる発行または交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な当社の普通株式の発行または交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行または交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行または交付されたものとみなされるものとする。

(ウ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、F種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前にこの(9)に基づくF種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にF種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、F種優先株主がこの(9)に基づく取得請求により交付を受けられることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

(エ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払いまたは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、株式分割および株式配当を除く。）、F種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（または現金以外による配当もしくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

(オ) その他当社の取締役会が定める調整

上記(9)②イ(ア)ないし(エ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、もしくは当社の普通株式の併合、(ii)当社の普通株式数の変更、もしくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、または(iii)H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後F種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するF種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(9)に不明瞭な点がある場合、またはF種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がF種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(9)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにF種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(10) 当社の普通株式を対価とする取得条項

- ① 当社は、2010年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、F種優先株主およびF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で(9)②イ(ア)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なF種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限り。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
- ② F種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(11) 金銭を対価とする取得条項

- ① 当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2012年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、この(11)において「取得日」という。)をもって、F種優先株主およびF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにF種優先株式1株につき、F種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「F種優先株式取得価格」とは、(i)F種清算価値、(ii)F種最終配当金額(以下に定義)、および(iii)2014年3月31日以前に取得が行われる場合においては、F種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する

「F種最終配当金額」とは、(i)取得日が2014年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、または(ii)取得日が2014年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値にその時点で有効なF種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われたすべてのF種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする

「F種早期取得費」とは、(i)F種清算価値に、(ii)F種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得日から2014年3月31日までの期間(以下、この(11)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2013年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2014年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、F種優先株式取得価格、F種最終配当金額およびF種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② F種優先株式の一部につき、この(11)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、F種優先株主は、F種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
- ② 上記(12)①に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるF種優先株式の取得日に有効なF種優先株式取得価格に相当する額とする。

(13) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、F種優先配当金およびF種優先中間配当金についてこれを準用する。

(14) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(15) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(16) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(17) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6. G種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) G種優先配当金

- ① 当社は、定款に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている普通株主もしくは普通登録株式質権者、B種優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主もしくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、下記①に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、(4)に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、①のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。
- ② 2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「G種優先株式増加配当率」とは、（i）当該基準日が属する事業年度の初日およびその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連す

るレートが取得可能な日（以下、(1)において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（またはその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（またはその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対しては、G種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

当社は、定款に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主またはG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。

(5) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主またはG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額（以下に定義）、および(iii) 2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、(5)の目的上、G種最終配当金額およびG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。
- ② G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対しては、上記(5)①の他、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式500株当たり1議決権を有する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当て等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、G種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- ② 当社は、G種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) G種優先株式の取得

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。

(9) 当社の普通株式を対価とする取得請求権

- ① G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。
- ② 上記(9)①の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき

当社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア. G種優先株式交付価額

当初のG種優先株式交付価額は、当社にG種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、(9)において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のG種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. G種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、または下記(9)②イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行または交付は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{発行または交付前の} \\ \text{みなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{発行または交付後のみなし発行済み普通株式数} \end{array}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券または権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社またはその完全子会社の勘定で所有または保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行または交付の場合には、当該発行または交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行もしくは交付の場合には、当該発行または交付により、当該証券または権利の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。

上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、または(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味するものとする。

(イ) 新株予約権等の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利を発行または交付する場合、かかる発行または交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な当社の普通株式の発行または交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行または交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行または交付されたものとみなされるものとする。

(ウ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、G種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前にこの(9)に基づくG種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にG種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、G種優先株主がこの(9)に基づく取得請求により交付を受けられることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

(エ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払いまたは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、株式分割および株式配当を除く。）、G種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（または現金以外による配当もしくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

(オ) その他当社の取締役会が定める調整

上記(9)②イ（ア）ないし（エ）で規定されている調整に加え、（i）合併、減資、自己株式の取得、もしくは当社の普通株式の併合、（ii）当社の普通株式数の変更、もしくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、または（iii）H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後F種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(9)に不明瞭な点がある場合、またはG種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がG種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(9)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにG種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(10) 当社の普通株式を対価とする取得条項

- ① 当社は、2011年4月1日（同日を含む。）から2013年3月31日（同日を含む。）までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、G種優先株主およびG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で(9)②イ（ア）に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なG種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
- ② G種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(11) 金銭を対価とする取得条項

- ① 当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2013年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会の決議により定める日（以下、この(11)において「取得日」という。）をもって、G種優先株主およびG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「G種優先株式取得価格」とは、（i）G種清算価値、（ii）G種最終配当金額（以下に定義）、および（iii）2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を意味する。

「G種最終配当金額」とは、（i）取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、または（ii）取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記（i）または（ii）により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われたすべてのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「G種早期取得費」とは、（i）G種清算価値に、（ii）G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate

Systemsスクリーン17143ページ（またはその承継ページ）に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間（以下、この(11)において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。）（ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（またはその承継ページ）に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。）（なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。）を乗じた額に、(iii) 取得日から2015年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額およびG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② G種優先株式の一部につき、この(11)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
- ② 上記(12)①に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるG種優先株式の取得日に有効なG種優先株式取得価格に相当する額とする。

(13) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、G種優先配当金およびG種優先中間配当金についてこれを準用する。

(14) 取得請求受付場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(15) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(16) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(17) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

7. H種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) H種優先配当金

- ① 当社は、定款に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているH種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている普通株主もしくは普通登録株式質権者、B種優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主もしくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、下記②に定める金額の

期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、(4)に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、①のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日およびその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、(1)において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（またはその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（またはその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

当社は、定款に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているH種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主またはH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。

(5) 残余財産の分配

① 当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主またはH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額（以下に定義）、および(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、(5)の目的上、H種最終配当金額およびH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

② H種優先株主またはH種優先登録株式質権者に対しては、上記(5)①の他、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当て等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- ② 当社は、H種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) H種優先株式の取得

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。

(9) 当社の普通株式を対価とする取得請求権

- ① H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。
- ② 上記(9)①の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア. H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、(9)において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. H種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、または下記イ（イ）に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行または交付は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{発行または交付前の} \\
 \text{H種優先株式} & & \text{みなし発行済み} \\
 \text{交付価額} & = & \text{普通株式数} \\
 & & \text{発行または交付後のみなし発行済み普通株式数} \\
 & & \text{+} \quad \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}
 \end{array}
 \times$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券または権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社またはその完全子会社の勘定で所有または保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行または交付の場合には、当該発行または交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行もしくは交付の場合には、当該発行または交付により、当該証券または権利の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。上記算式における「時価」とは、（i）当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、また

は(ii) 当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味する。

(イ) 新株予約権等の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利を発行または交付する場合、かかる発行または交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な当社の普通株式の発行または交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行または交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行または交付されたものとみなされるものとする。

(ウ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の直前にこの(9)に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、H種優先株主がこの(9)に基づく取得請求により交付を受けられるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に行われる。

(エ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払いまたは普通株主に対してその他の分配を行った場合(ただし、株式分割および株式配当を除く。)、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額(または現金以外による配当もしくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格)に相当する額を減額される。

(オ) その他当社の取締役会が定める調整

上記(9)②イ(ア)ないし(エ)で規定されている調整に加え、(i) 合併、減資、自己株式の取得、もしくは当社の普通株式の併合、(ii) 当社の普通株式数の変更、もしくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、または(iii) H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(9)に不明瞭な点がある場合、またはH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(9)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(10) 当社の普通株式を対価とする取得条項

- ① 当社は、2012年4月1日(同日を含む。)から2014年3月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主およびH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で(9)②イ(ア)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
- ② H種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(11) 金銭を対価とする取得条項

- ① 当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、この(11)において「取得日」という。)をもって、H種優先株主およびH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額、および(iii) 2016年

3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、または(ii) 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われたすべてのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、この(11)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額およびH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② H種優先株式の一部につき、この(11)に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
- ② 上記(12)①に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

(13) 優先配当金の除斥期間

定款の規定は、H種優先配当金およびH種優先中間配当金についてこれを準用する。

(14) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(15) 優先順位

B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はB種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(16) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(17) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年9月29日 (注) 1	普通株式 129,614	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000	17,497	48,648	17,497	32,497
平成17年2月28日 (注) 2	D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	120,500	169,148	120,500	152,997
平成17年3月28日 (注) 3	—	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	△154,148	15,000	△149,247	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年7月5日 (注) 4	普通株式 34,036	普通株式 227,510 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	—	15,000	—	3,750
平成18年8月30日 (注) 5	第一回A種優先株式 △5,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	—	15,000	—	3,750
平成19年3月26日 (注) 6	F種優先株式 10,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	10,000	25,000	10,000	13,750
平成19年6月28日 (注) 7	—	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	△10,000	15,000	△10,000	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年10月18日 (注) 8	普通株式 8,421	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	—	15,000	—	3,750
平成19年10月31日 (注) 9	E種優先株式 △1,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000	—	15,000	—	3,750
平成20年3月28日 (注) 10	G種優先株式 25,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000	25,000	40,000	25,000	28,750
平成20年9月19日 (注) 11	—	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000	△25,000	15,000	△25,000	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年3月30日 (注) 12		普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 16,750 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000 H種優先株式 32,250	32,250	47,250	32,250	36,000
	△32,250					

- (注) 1. 有償、第三者割当、発行価格 270円、資本組入額 135円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス
2. D種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス、住友信託銀行株式会社、大同生命保険株式会社他 5 社
E種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス他 1 社
3. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
4. 第一回A種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
5. 消却したことにより減少しております。
6. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行
7. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
8. E種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
9. 消却したことにより減少しております。
10. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行
11. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
12. D種優先株式：消却したことにより減少しております。
H種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	16	29	331	8	2	7,186	7,572	—
所有株式数（単元）	—	344,591	4,887	40,541	1,107	12	80,231	471,369	247,329
所有株式数の割合（%）	—	73.10	1.04	8.60	0.24	0.00	17.02	100.00	—

(注) 自己株式 61,705株は「個人その他」に123単元、「単元未満株式の状況」に205株含まれております。

② 第一回B種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	20,000	—	—	—	—	—	20,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③ 第一回C種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

④ D種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	8	1	—	—	—	—	9	—
所有株式数（単元）	—	31,000	2,500	—	—	—	—	33,500	—
所有株式数の割合（%）	—	92.54	7.46	—	—	—	—	100.00	—

⑤ E種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数（単元）	—	141,000	—	—	—	—	—	141,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑥ F種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	20,000	—	—	—	—	—	20,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑦ G種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	50,000	—	—	—	—	—	50,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑧ H種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	64,500	—	—	—	—	—	64,500	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	327,440	78.81
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	8,421	2.02
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	4,083	0.98
三菱UFJファクター株式会社	東京都千代田区神田佐久間町一丁目10番地	3,774	0.90
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	3,259	0.78
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	2,500	0.60
株式会社ガリバーインターナショナル	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	2,271	0.54
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	2,125	0.51
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	1,670	0.40
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	1,626	0.39
計	—	357,171	85.97

(注) 1. 前事業年度末現在主要株主であった株式会社ワイエムエス・シックス保有の当社株式が同社の解散により同社の親会社である株式会社新生銀行に集約されたため、前事業年度末現在主要株主でなかった株式会社新生銀行が当事業年度末では主要株主となっております。

2. 大阪証券金融株式会社の所有株式は、証券金融業務に係るものであります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	523,380	76.71
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	16,842	2.46
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	8,167	1.19
三菱UFJファクター株式会社	東京都千代田区神田佐久間町一丁目10番地	7,549	1.10
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	6,519	0.95
株式会社ガリバーインターナショナル	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	4,543	0.66
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	3,340	0.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,913	0.42
TIS株式会社	東京都港区海岸一丁目14番5号	2,899	0.42
株式会社東京ドノール	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	2,760	0.40
計	—	578,912	84.85

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一回B種優先株式 10,000,000	20,000	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
	第一回C種優先株式 15,000,000	30,000	
	D種優先株式 16,750,000	—	
	E種優先株式 70,500,000	141,000	
	F種優先株式 10,000,000	20,000	
	G種優先株式 25,000,000	—	
	H種優先株式 32,250,000	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 61,500	—	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 235,623,000	471,246	同上
単元未満株式	普通株式 247,329	—	一単元 (500株) 未満の株式
発行済株式総数	415,431,829	—	—
総株主の議決権	—	682,246	—

(注) 第一回B種優先株式、第一回C種優先株式、E種優先株式およびF種優先株式は、平成20年3月期に係る配当がなかったため、議決権を有しております。また、E種優先株式およびF種優先株式は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において配当が決議されたため、提出日現在、議決権を有していません。

② 【自己株式等】

普通株式

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス	大阪市中央区南船 場一丁目17番26号	61,500	—	61,500	0.02

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,411	614,870
当期間における取得自己株式	813	38,684

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	61,705	—	62,518	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当するD種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成21年3月24日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月25日～平成22年3月24日)	40,500,000	83,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	32,250,000	65,790,000,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	8,250,000	17,210,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.3	20.7
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	20.3	20.7

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月29日)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	32,250,000	65,790,000,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行 った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、当社グループを取り巻く環境などを総合的に勘案し、中長期的な視点にたつて株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、普通株式、B種優先株式、C種優先株式は、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。なお、D種優先株式につきましては、発行条件に則り、期末配当を1株につき40円とし、中間配当（1株につき40円）と合わせ、年80円の実施とさせていただきます。また、E種・F種・G種優先株式につきましては、発行条件に則り、期末配当として1株につき30円の実施とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、戦略ビジョンの実現に向けた基盤整備および財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月12日 取締役会決議	D種優先株式	1,960	40.00
平成21年6月26日 定時株主総会決議	D種優先株式	670	40.00
	E種優先株式	2,115	30.00
	F種優先株式	300	30.00
	G種優先株式	750	30.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	356	744	780	635	187	124
最低(円)	168	320	420	152	64	27

- (注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
2. 第50期は、決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。
3. 第51期は、決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
最高(円)	68	50	50	47	50	48
最低(円)	27	28	33	39	31	35

- (注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		クラーク D. グラニン ジャー	昭和43年1月27日生	平成18年7月 株式会社新生銀行執行役員副社長イ ンステイテューショナルバンキン グ部門最高責任者部門長 平成19年3月 当社顧問 平成19年3月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 2	—
取締役社長 (代表取締役)	最高経営責任者	常峰 仁	昭和28年10月9日生	平成17年6月 シンキ株式会社代表取締役社長兼 社長執行役員 平成21年5月 当社顧問 平成21年6月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 2	—
取締役副社長 (代表取締役)	最高執行責任者	籠谷 修司	昭和25年7月29日生	平成18年12月 新生信託銀行株式会社取締役受託 管理部長 平成19年3月 当社顧問 平成19年3月 当社代表取締役副社長 副社長執 行役員 (現任) 平成19年6月 全日信販株式会社取締役会長 (現 任)	(注) 2	普通株式 52
取締役	最高財務責任者	野口 郷司	昭和27年7月14日生	平成15年7月 株式会社新生銀行ビジネスソリ ューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 (現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社取締役 (現任) 平成18年3月 全日信販株式会社監査役 (現任)	(注) 2	普通株式 4
取締役	最高営業責任者	佐藤 正樹	昭和30年10月15日生	昭和54年4月 当社入社 平成11年10月 当社営業店部長 平成16年4月 当社執行役員営業推進部長 平成17年10月 当社常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	(注) 2	普通株式 21
常勤監査役		佐藤 義昭	昭和24年9月6日生	昭和52年3月 当社入社 平成10年11月 株式会社アプラスビジネスサー ビス取締役社長 平成16年6月 当社監査役 (現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	(注) 3	普通株式 14
常勤監査役		竹内 晃	昭和33年3月16日生	平成19年12月 株式会社新生銀行ビジネスプロモ ーションユニット4ユニット長 平成20年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		森川 輝夫	昭和24年1月12日生	平成14年12月 東洋興業株式会社東京営業本部石 油販売第二部グループリーダー 平成16年6月 当社監査役 (現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	(注) 3	普通株式 20
監査役		宇都宮 加城	昭和39年3月23日生	平成19年3月 株式会社新生銀行コンプライア ンス統轄部次長 (現任) 平成20年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
計						112

- (注) 1. 監査役竹内晃、森川輝夫および宇都宮加城は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社では、経営のより迅速な意思決定を行うとともに、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で、その氏名、役名等はおりのとおりであります。

役名	職名	氏名	取締役の兼務状況
副社長執行役員	最高執行責任者	籠谷 修司	(代表取締役)
常務執行役員	最高財務責任者、財務部長	野口 郷司	(取締役)
常務執行役員	最高営業責任者	佐藤 正樹	(取締役)
常務執行役員	最高IT責任者	ピーテル B. フランケン	
常務執行役員	最高マーケティング責任者、業務推進室長	須賀 亜衣子	
執行役員	最高オペレーション責任者	畝森 達朗	
執行役員	営業部門副部門長	渡辺 勝之	
執行役員	システム企画部長	拝郷 秀夫	
執行役員	最高購買責任者	市橋 正一	
執行役員		秋元 英之	
執行役員	マーケティング部門副部門長、ハウジングファイナンス部長	奥田 正一	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

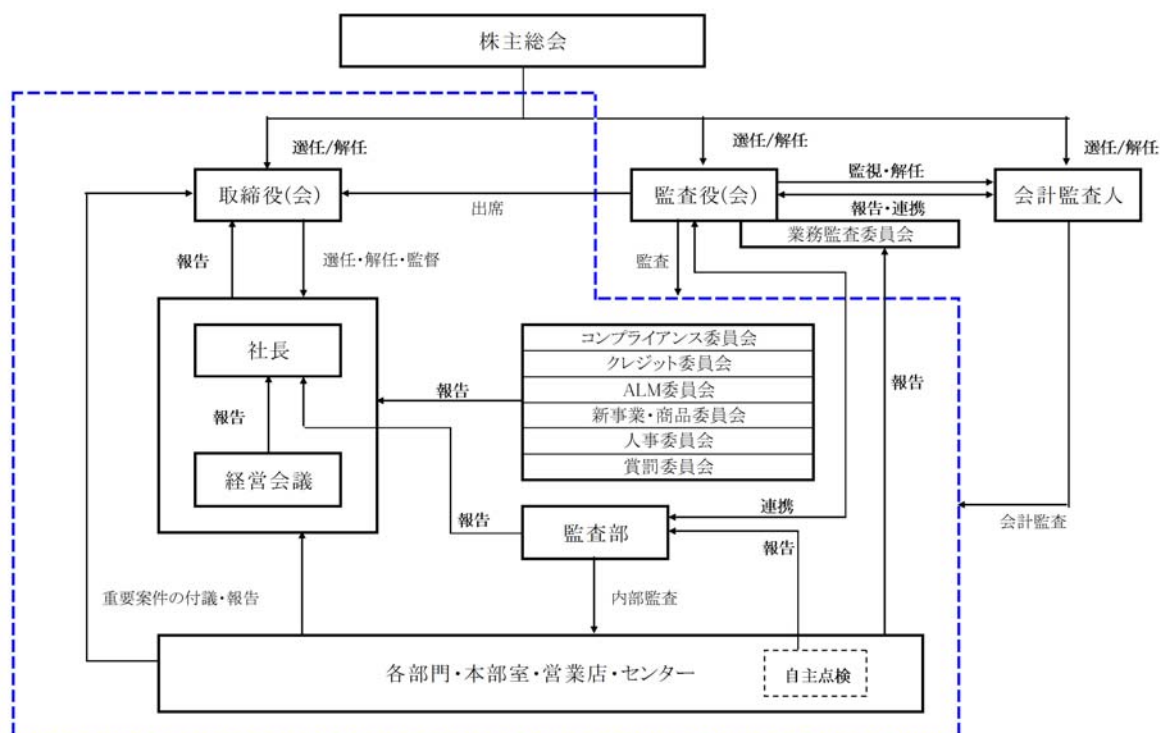
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

② 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

当社は、「財務部門」「営業部門」「マーケティング部門」「信用リスク管理部門」「IT部門」「人事部門」「オペレーション部門」の7部門からなる部門制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともにその成果と責任を明確にしております。

当社の経営上の意思決定、執行および監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



取締役会については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。当事業年度末現在の当社の取締役は4名であります。

経営監視機能としましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。当事業年度末現在の当社の監査役は4名、うち3名は当社と利害関係のない社外監査役であります。

会社内部における牽制の仕組みについては、代表取締役社長直轄の独立組織として監査部を設置し、社内における、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については代表取締役および担当役員ならびに監査役に報告し、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。

会計監査については、当社は会計監査人の監査計画に対応して適切に資料・情報等を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人から監査役に対し定期的に監査状況の報告と意見交換が行われ、また会計監査上の観点から認識しておくべき経営課題の有無などについても代表取締役社長と意見交換が行われております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、岩本 正、鈴木 順二、奥津 佳樹の3名であり、監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等4名、その他7名であります。

コンプライアンス体制の充実については、コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部を設置するとともに、複数の顧問弁護士と連携し、社内のあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスマニュアルを制定し、全社員への教育および啓蒙を徹底しております。

内部統制システムの整備状況については、平成18年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として制定した「内部統制規程」に基づき、倫理綱領、行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。

③ リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備状況については、当社の業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。

また、当社では、「コンプライアンス委員会」「クレジット委員会」「ALM委員会」「新事業・商品委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」「業務監査委員会」の7つの委員会を設置し、適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実に努めております。

④ 社外取締役および社外監査役の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係の状況

当事業年度末時点で、社外取締役は0名、社外監査役は3名であり、社外監査役である森川輝夫氏は当社株式を20,000株所有しております。

上記以外に当社と社外監査役との間に特別な利害関係はありません。

⑤ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬

取締役に支払った報酬	66	百万円
監査役に支払った報酬	30	
（うち社外監査役）	（ 12）	
計	96	

上記役員報酬のほか、平成20年6月27日開催の第53期定時株主総会決議に基づく退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任監査役1名 2百万円

⑥ 取締役の定数

当社は、取締役の定数について、25名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 種類株式の議決権

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、第一回B種優先株式、第一回C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式を発行しております。

資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、これらの優先株式の議決権の有無および内容は普通株式と異なります。

優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	—	99	9
連結子会社	—	—	20	—
計	—	—	119	9

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制構築に係る助言・指導業務および債権流動化に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）および当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表ならびに前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）および当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 198,031	※3 203,691
割賦売掛金	※1・※2 471,834	※1・※2 428,407
信用保証割賦売掛金	654,670	628,465
リース投資資産	—	7,004
有価証券	※4 10,552	※4 7,645
繰延税金資産	11,613	12,220
金銭の信託	※5 60,703	※5 58,698
その他	34,839	31,437
貸倒引当金	△46,595	△42,446
流動資産合計	1,395,648	1,335,124
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,868	2,796
土地	5,613	5,515
リース資産（純額）	—	252
その他（純額）	1,587	1,776
有形固定資産合計	※6 10,069	※6 10,340
無形固定資産		
のれん	6,727	5,886
リース資産	—	38
ソフトウェア	8,916	10,342
その他	4	3
無形固定資産合計	15,647	16,270
投資その他の資産		
投資有価証券	1,556	980
繰延税金資産	126	—
その他	10,270	11,013
投資その他の資産合計	11,953	11,994
固定資産合計	37,670	38,605
繰延資産		
社債発行費	65	23
繰延資産合計	65	23
資産合計	1,433,384	1,373,752

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,491	20,191
信用保証買掛金	654,670	628,465
短期借入金	200,500	222,200
1年内返済予定の長期借入金	106,445	71,507
短期社債	43,600	10,500
リース債務	—	2,559
未払法人税等	286	264
賞与引当金	1,039	733
ポイント引当金	741	1,146
預り金	101,235	94,740
債権流動化預り金	—	86,646
割賦利益繰延	※7 40,902	※7 34,414
その他	6,693	5,769
流動負債合計	1,176,605	1,179,137
固定負債		
社債	25,000	16,600
長期借入金	109,387	52,021
リース債務	—	4,734
繰延税金負債	77	97
退職給付引当金	614	749
役員退職慰労引当金	65	99
利息返還損失引当金	8,632	11,009
その他	1,317	1,088
固定負債合計	145,095	86,400
負債合計	1,321,701	1,265,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	47,250
資本剰余金	67,126	54,666
利益剰余金	4,799	6,330
自己株式	△17	△17
株主資本合計	111,909	108,229
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△260	△73
繰延ヘッジ損益	△16	—
評価・換算差額等合計	△276	△73
少数株主持分	50	60
純資産合計	111,683	108,215
負債純資産合計	1,433,384	1,373,752

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
総合あっせん収益		9,965	※1	10,661
個品あっせん収益	※1	14,882	※1	12,419
信用保証収益		21,207		17,808
融資収益		49,565		43,148
金融収益				
受取利息		85		139
その他		2,374		2,102
金融収益合計		2,459		2,241
その他の営業収益		8,719		9,084
営業収益合計		106,799		95,363
営業費用				
販売費及び一般管理費	※2	97,183	※2	86,479
金融費用				
支払利息		6,980		6,888
その他		130		216
金融費用合計		7,111		7,104
営業費用合計		104,294		93,584
営業利益		2,505		1,779
営業外収益				
固定資産売却益	※3	54	※3	96
保証金利息収入		42		—
投資有価証券売却益		—		66
雑収入		123		105
営業外収益合計		220		268
営業外費用				
株式交付費		189		240
投資有価証券評価損		30		—
社債発行費償却		25		30
固定資産除却損		—		37
雑損失		50		32
営業外費用合計		296		341
経常利益		2,429		1,707
特別利益				
投資有価証券売却益		2,448		—
社債償還益		—		911
特別利益合計		2,448		911
特別損失				
投資有価証券評価損		—		921
過年度報奨金等		—	※4	708
特別損失合計		—		1,629
税金等調整前当期純利益		4,878		988
法人税、住民税及び事業税		149		66
法人税等調整額		△1,413		△619
法人税等合計		△1,263		△552
少数株主利益		16		11
当期純利益		6,124		1,530

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	25,000	40,000
当期変動額		
新株の発行	25,000	32,250
資本金から資本剰余金への振替	△10,000	△25,000
当期変動額合計	15,000	7,250
当期末残高	40,000	47,250
資本剰余金		
前期末残高	57,893	67,126
当期変動額		
新株の発行	25,000	32,250
資本金から資本剰余金への振替	10,000	25,000
資本剰余金から利益剰余金への振替	△21,846	—
自己株式の消却	—	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期変動額合計	9,233	△12,460
当期末残高	67,126	54,666
利益剰余金		
前期末残高	△23,171	4,799
当期変動額		
資本剰余金から利益剰余金への振替	21,846	—
当期純利益	6,124	1,530
当期変動額合計	27,971	1,530
当期末残高	4,799	6,330
自己株式		
前期末残高	△15	△17
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△65,790
自己株式の消却	—	65,790
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	△17	△17
株主資本合計		
前期末残高	59,706	111,909
当期変動額		
新株の発行	50,000	64,500
自己株式の取得	△1	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期純利益	6,124	1,530
当期変動額合計	52,202	△3,680
当期末残高	111,909	108,229

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△14	△260
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△245	186
当期変動額合計	△245	186
当期末残高	△260	△73
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△150	△16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	134	16
当期変動額合計	134	16
当期末残高	△16	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△165	△276
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△111	202
当期変動額合計	△111	202
当期末残高	△276	△73
少数株主持分		
前期末残高	32	50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	10
当期変動額合計	17	10
当期末残高	50	60
純資産合計		
前期末残高	59,574	111,683
当期変動額		
新株の発行	50,000	64,500
自己株式の取得	△1	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期純利益	6,124	1,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△93	212
当期変動額合計	52,109	△3,467
当期末残高	111,683	108,215

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,878	988
減価償却費	2,765	3,659
のれん償却額	840	855
固定資産廃棄損	64	37
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,556	△4,149
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,719	2,376
社債償還益	—	△911
固定資産売却損益 (△は益)	△54	△96
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	921
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,448	△51
受取利息及び受取配当金	△2,459	△2,227
支払利息	6,980	6,888
売上債権の増減額 (△は増加)	52,755	49,232
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,482	△6,009
債権流動化預り金の増減額 (△は減少)	—	84,565
その他	△9	△344
小計	56,553	135,733
利息及び配当金の受取額	2,460	2,227
利息の支払額	△6,699	△6,827
特別退職金の支払額	△789	—
法人税等の支払額	△99	△209
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,424	130,923
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,649	△1,305
有形固定資産の売却による収入	1,305	454
無形固定資産の取得による支出	△2,494	△3,744
投資有価証券の売却による収入	2,650	157
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※1 △57
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※1 116
その他	2,355	△887
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,168	△5,266
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△43,600	21,700
短期社債の純増減額 (△は減少)	△45,700	△33,100
リース債務の返済による支出	—	△3,653
長期借入れによる収入	55,000	15,500
長期借入金の返済による支出	△102,381	△107,804
社債の発行による収入	25,000	—
社債の償還による支出	—	△7,476
新株式の発行による収入	50,000	64,500
自己株式の取得による支出	—	△64,500
配当金の支払額	△3,920	△3,920
その他	△282	△240
財務活動によるキャッシュ・フロー	△65,883	△118,995
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△13,290	6,661
現金及び現金同等物の期首残高	224,729	211,438
現金及び現金同等物の期末残高	※2 211,438	※2 218,100

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 (2) 主要な連結子会社名 (3) 当連結会計年度中の増加 (4) 当連結会計年度中の減少	7社 全日信販(株) アルファ債権回収(株) (株) アプラスビジネスサービス パシフィック・オート・トレーディング (株) ————— —————	8社 全日信販(株) アルファ債権回収(株) 2社 株式取得によるもの エス・エル・メイプル(株) (株) インサイト 1社 会社清算によるもの アプラスリース(株)
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 (ア) 時価のあるもの (イ) 時価のないもの ② デリバティブ (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 (リース資産を除く) ② 無形固定資産 (リース資産を除く) ③ リース資産 所有権移転外ファイナ ンスリース取引に係る リース資産	決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 移動平均法による原価法 時価法 主として、定率法を採用しております。 ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。 —————	同左 同左 同左 同左 同左 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(3) 繰延資産の処理方法		
① 株式交付費	計上時に全額費用処理しております。	同左
② 社債発行費	社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	同左
(4) 重要な引当金の計上基準		
① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,776百万円であります。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,625百万円であります。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同左
③ ポイント引当金	ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。	同左
④ 退職給付引当金および前払年金費用	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 前払年金費用(3,394百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 前払年金費用(3,522百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
⑤ 役員退職慰労引当金	<p>役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>（会計処理方法の変更）</p> <p>従来、役員に対する退職慰労金については、支給した時点で費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度から内規に基づく当連結会計年度末における要支給額について「役員退職慰労引当金」として計上しております。</p> <p>これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費が65百万円多く計上され、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は65百万円少なく計上されております。</p>	<p>役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p>
⑥ 利息返還損失引当金	<p>将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>	同左
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	—————
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>	同左

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
(7) その他連結財務諸表作成 のための重要な事項																						
① 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料契約時一括受領）</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。 2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。 3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。 4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。 	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法	信用保証（保証料分割受領）	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証（保証料分割受領）	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法																					
信用保証（保証料分割受領）	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証（保証料分割受領）	残債方式																					
融資	残債方式																					
② 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左																				

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。	のれんは、原則として10年間で均等償却しておりますが、重要性が乏しいのれんおよび負ののれんについては、発生時の損益として処理しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。	同左

【会計処理方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—————	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(連結貸借対照表) 有価証券	「金融商品取引法」(「証券取引法等の一部を改正する法律」(法律第65号 平成18年6月14日))が施行され、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日)および「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日)が改正されたことにより、従来「金銭の信託」として表示していたものの一部(当連結会計年度末10,552百万円)が、「有価証券」として取り扱われることとなったため、当連結会計年度から「有価証券」として表示する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は「金銭の信託」に17,090百万円含まれております。	—————

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸与資産	従来、「貸与資産」(当連結会計年度末587百万円)として掲記しておりましたが、当連結会計年度から有形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。	—————
施設利用権等	従来、「施設利用権等」(当連結会計年度末4百万円)として掲記しておりましたが、当連結会計年度から無形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。	—————
短期社債	従来、「コマーシャルペーパー」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「短期社債」として表示する方法に変更しました。	—————
債権流動化預り金	—————	当連結会計年度において債権流動化が増加したことにより負債純資産合計額の100分の5を超えることとなったため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、流動負債の「預り金」に2,080百万円含まれております。
(連結損益計算書)		
投資有価証券売却益	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から特別利益に区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業外収益の「雑収入」に8百万円含まれております。	従来、特別利益として掲記しておりましたが、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から営業外収益として掲記する方法に変更しました。
保証金利息収入	—————	従来、「保証金利息収入」(当連結会計年度4百万円)として掲記しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度から営業外収益の「雑収入」に含めて表示する方法に変更しました。
固定資産除却損	—————	営業外費用の総額の100分の10を超えることとなったため、当連結会計年度から営業外費用に区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業外費用の「雑損失」に17百万円含まれております。
投資有価証券評価損	—————	従来、営業外費用として掲記しておりましたが、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から特別損失として掲記する方法に変更しました。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(連結キャッシュ・フロー計算書)		
投資有価証券売却損益	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に△8百万円含まれております。	—————
投資有価証券の売却による収入	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に14百万円含まれております。	—————
短期社債の純増減額	従来、「コマーシャルペーパーの純増減額」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「短期社債の純増減額」として表示する方法に変更しました。	—————
投資有価証券評価損益	—————	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に30百万円含まれております。
債権流動化預り金の増減額	—————	連結貸借対照表において、「債権流動化預り金」を区分掲記することとなったため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローの「仕入債務増減額」に△1,756百万円含まれております。
自己株式の取得による支出	—————	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に0百万円含まれております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、業務提携取引に関連し、平成19年11月クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に係る民事訴訟を提起されましたが、現時点で同訴訟の結果を予測することはできません。	—————

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
※1. 部門別割賦売掛金	(単位：百万円)		(単位：百万円)		
	部門	金額	部門	金額	
	総合あっせん	46,671	総合あっせん	50,044	
	個品あっせん	195,740	個品あっせん	157,766	
	融資	229,413	融資	220,587	
	その他	8	その他	8	
	計	471,834	計	428,407	
※2. 割賦売掛金を流動化した残高	個品あっせん債権	36,798百万円	個品あっせん債権	51,259百万円	
	融資債権	17,231	融資債権	1,240	
※3. 担保に供している資産	(単位：百万円)		(単位：百万円)		
	科目	金額	科目	金額	
	現金及び預金 (定期預金)	60	現金及び預金 (定期預金)	60	
※4. 有価証券	信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。		同左		
※5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。		同左		
※6. 減価償却累計額 有形固定資産	3,083百万円		3,927百万円		
※7. 部門別割賦利益繰延	(単位：百万円)				
	部門	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増加額	当連結会計年度減少額	当連結会計年度末残高
	総合あっせん	486	9,960	9,965	481 (69)
	個品あっせん	25,334	8,777	14,882	19,229 (2,180)
	信用保証	28,922	13,476	21,207	21,191
	その他	28	—	28	—
	計	54,771	32,214	46,083	40,902 (2,250)
	(注) () 内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。				
8. 偶発債務					
(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	38,788百万円		35,073百万円		
(2) 従業員借入金保証残高	301百万円		265百万円		

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
9. ローンカードおよびクレジットカードに付帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,909,145百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	1,704,889百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
10. リスク管理債権	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 80百万円 (2) 延滞債権 9,247百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 11,014百万円 (4) 貸出条件緩和債権 30,619百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 99百万円 (2) 延滞債権 32,290百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 4,055百万円 (4) 貸出条件緩和債権 24,144百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ4,309百万円、74,466百万円を直接減額しております。	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ3,798百万円、86,827百万円を直接減額しております。

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
※1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益	個品あっせん収益 187百万円	総合あっせん収益 △ 100百万円 個品あっせん収益 436																												
※2. 販売費及び一般管理費	主な内容は、以下のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 38,208百万円 利息返還損失引当金繰入額 3,732 従業員給料手当 8,467 賞与引当金繰入額 1,039 支払手数料 20,179	主な内容は、以下のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 24,343百万円 利息返還損失引当金繰入額 8,723 ポイント引当金繰入額 1,133 支払手数料 19,110 従業員給料手当 8,296																												
※3. 固定資産売却益	内容は、以下のとおりであります。 土地 54百万円	収用による土地譲渡益であります。																												
※4. 過年度報奨金等	—————	業務提携取引に関連し、クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に関して提起された民事訴訟において、平成20年7月30日に和解が成立したことにより生じたものであります。																												
5. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>440,407 (439,608)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>94,012 (85,789)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>324,552 (307,445)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>145,074 (145,074)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,278,165</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,282,212</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	440,407 (439,608)	個品あっせん	94,012 (85,789)	信用保証	324,552 (307,445)	融資	145,074 (145,074)	その他	1,278,165	計	2,282,212	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>486,901 (486,118)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>102,064 (92,745)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>318,589 (301,229)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>122,494 (122,494)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,334,572</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,364,624</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	486,901 (486,118)	個品あっせん	102,064 (92,745)	信用保証	318,589 (301,229)	融資	122,494 (122,494)	その他	1,334,572	計	2,364,624
部門	金額																													
総合あっせん	440,407 (439,608)																													
個品あっせん	94,012 (85,789)																													
信用保証	324,552 (307,445)																													
融資	145,074 (145,074)																													
その他	1,278,165																													
計	2,282,212																													
部門	金額																													
総合あっせん	486,901 (486,118)																													
個品あっせん	102,064 (92,745)																													
信用保証	318,589 (301,229)																													
融資	122,494 (122,494)																													
その他	1,334,572																													
計	2,364,624																													
	(注) ()内の金額は、元本取扱高であります。	(注) ()内の金額は、元本取扱高であります。																												

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	227,510,777	8,421,052	—	235,931,829
第一回B種優先株式	10,000,000	—	—	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000	—	—	15,000,000
D種優先株式	49,000,000	—	—	49,000,000
E種優先株式(注)2	71,500,000	—	1,000,000	70,500,000
F種優先株式	10,000,000	—	—	10,000,000
G種優先株式(注)3	—	25,000,000	—	25,000,000
合計	383,010,777	33,421,052	1,000,000	415,431,829
自己株式				
普通株式(注)4	36,489	14,805	—	51,294
E種優先株式(注)5・6	—	1,000,000	1,000,000	—
合計	36,489	1,014,805	1,000,000	51,294

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、E種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。

2. E種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。

3. G種優先株式の発行済株式総数の増加は、新株式の発行によるものであります。

4. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. E種優先株式(自己株式)の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。

6. E種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	40.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	D種優先株式	1,960	40.00	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	資本剰余金	40.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	235,931,829	—	—	235,931,829
第一回B種優先株式	10,000,000	—	—	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000	—	—	15,000,000
D種優先株式（注）1	49,000,000	—	32,250,000	16,750,000
E種優先株式	70,500,000	—	—	70,500,000
F種優先株式	10,000,000	—	—	10,000,000
G種優先株式	25,000,000	—	—	25,000,000
H種優先株式（注）2	—	32,250,000	—	32,250,000
合計	415,431,829	32,250,000	32,250,000	415,431,829
自己株式				
普通株式（注）3	51,294	10,411	—	61,705
D種優先株式（注）4・5	—	32,250,000	32,250,000	—
合計	51,294	32,260,411	32,250,000	61,705

（注）1. D種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。

2. H種優先株式の発行済株式総数の増加は、新株式の発行によるものであります。

3. 普通株式（自己株式）の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

4. D種優先株式（自己株式）の増加は、買取りによるものであります。

5. D種優先株式（自己株式）の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	40.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月12日 取締役会	D種優先株式	1,960	40.00	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	D種優先株式	670	資本剰余金	40.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	E種優先株式	2,115	資本剰余金	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	F種優先株式	300	資本剰余金	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	G種優先株式	750	資本剰余金	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																													
※1. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳	—	<p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに取得価額と取得に伴う収入（純額）または支出（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <p>エス・エル・メイプル(株) (平成20年7月1日現在)</p> <table> <tr><td>流動資産</td><td>189</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>△119</td><td></td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td>△1</td><td></td></tr> <tr><td>エス・エル・メイプル(株)株式の取得価額</td><td>69</td><td></td></tr> <tr><td>エス・エル・メイプル(株)の現金及び現金同等物</td><td>△185</td><td></td></tr> <tr><td>差引：エス・エル・メイプル(株)株式取得に伴う収入</td><td>116</td><td></td></tr> </table> <p>㈱インサイト (平成20年10月1日現在)</p> <table> <tr><td>流動資産</td><td>87</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>のれん</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>△53</td><td></td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>△11</td><td></td></tr> <tr><td>㈱インサイト株式の取得価額</td><td>63</td><td></td></tr> <tr><td>㈱インサイトの現金及び現金同等物</td><td>△5</td><td></td></tr> <tr><td>差引：㈱インサイト株式取得のための支出</td><td>57</td><td></td></tr> </table>	流動資産	189	百万円	固定資産	1		流動負債	△119		負ののれん	△1		エス・エル・メイプル(株)株式の取得価額	69		エス・エル・メイプル(株)の現金及び現金同等物	△185		差引：エス・エル・メイプル(株)株式取得に伴う収入	116		流動資産	87	百万円	固定資産	26		のれん	14		流動負債	△53		固定負債	△11		㈱インサイト株式の取得価額	63		㈱インサイトの現金及び現金同等物	△5		差引：㈱インサイト株式取得のための支出	57	
流動資産	189	百万円																																													
固定資産	1																																														
流動負債	△119																																														
負ののれん	△1																																														
エス・エル・メイプル(株)株式の取得価額	69																																														
エス・エル・メイプル(株)の現金及び現金同等物	△185																																														
差引：エス・エル・メイプル(株)株式取得に伴う収入	116																																														
流動資産	87	百万円																																													
固定資産	26																																														
のれん	14																																														
流動負債	△53																																														
固定負債	△11																																														
㈱インサイト株式の取得価額	63																																														
㈱インサイトの現金及び現金同等物	△5																																														
差引：㈱インサイト株式取得のための支出	57																																														
※2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>198,031</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>流動資産のその他に含まれる現金同等物</td><td>13,467</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>211,498</td><td></td></tr> <tr><td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td><td>△60</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物の期末残高</td><td>211,438</td><td></td></tr> </table>	現金及び預金勘定	198,031	百万円	流動資産のその他に含まれる現金同等物	13,467		計	211,498		預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△60		現金及び現金同等物の期末残高	211,438		<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>203,691</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>流動資産のその他に含まれる現金同等物</td><td>14,469</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>218,160</td><td></td></tr> <tr><td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td><td>△60</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物の期末残高</td><td>218,100</td><td></td></tr> </table>	現金及び預金勘定	203,691	百万円	流動資産のその他に含まれる現金同等物	14,469		計	218,160		預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△60		現金及び現金同等物の期末残高	218,100																
現金及び預金勘定	198,031	百万円																																													
流動資産のその他に含まれる現金同等物	13,467																																														
計	211,498																																														
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△60																																														
現金及び現金同等物の期末残高	211,438																																														
現金及び預金勘定	203,691	百万円																																													
流動資産のその他に含まれる現金同等物	14,469																																														
計	218,160																																														
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△60																																														
現金及び現金同等物の期末残高	218,100																																														

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引																				
<p>1. 借手側</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">有形固定資産 (その他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">3,766</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">3,056</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: center;">710</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">3,083 (2,606)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">7,810 (7,536)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">10,894 (10,143)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の金額は、転貸リース取引に係る借手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支払リース料</td> <td style="text-align: center;">841</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">774</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	科目	有形固定資産 (その他)	取得価額相当額	3,766	減価償却累計額相当額	3,056	期末残高相当額	710	1年以内	3,083 (2,606)	1年超	7,810 (7,536)	合計	10,894 (10,143)	支払リース料	841	減価償却費相当額	774	支払利息相当額	37	<p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料の残高が、有形固定資産および無形固定資産の合計額の100分の10未満であるため、記載を省略しております。</p>
科目	有形固定資産 (その他)																				
取得価額相当額	3,766																				
減価償却累計額相当額	3,056																				
期末残高相当額	710																				
1年以内	3,083 (2,606)																				
1年超	7,810 (7,536)																				
合計	10,894 (10,143)																				
支払リース料	841																				
減価償却費相当額	774																				
支払利息相当額	37																				

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>2. 貸手側</p> <p>(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">315</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却累計額</td> <td style="text-align: center;">209</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末残高</td> <td style="text-align: center;">106</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">2,594 (2,594)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">7,785 (7,785)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">10,380 (10,380)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内の金額は、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。</p> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受取リース料</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却費</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受取利息相当額</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	科目	貸与資産	取得価額	315	減価償却累計額	209	期末残高	106	1年以内	2,594 (2,594)	1年超	7,785 (7,785)	合計	10,380 (10,380)	受取リース料	2	減価償却費	0	受取利息相当額	0	<p>2. 貸手側</p> <p>リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。</p>				
科目	貸与資産																								
取得価額	315																								
減価償却累計額	209																								
期末残高	106																								
1年以内	2,594 (2,594)																								
1年超	7,785 (7,785)																								
合計	10,380 (10,380)																								
受取リース料	2																								
減価償却費	0																								
受取利息相当額	0																								
<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">253</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">1,060</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貸手側</p> <p>未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">406</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">501</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	253	1年超	1,060	合計	1,314	1年以内	406	1年超	95	合計	501	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">815</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貸手側</p> <p>未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">308</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">370</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	245	1年超	815	合計	1,060	1年以内	308	1年超	61	合計	370
1年以内	253																								
1年超	1,060																								
合計	1,314																								
1年以内	406																								
1年超	95																								
合計	501																								
1年以内	245																								
1年超	815																								
合計	1,060																								
1年以内	308																								
1年超	61																								
合計	370																								

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの						
株式	1,618	1,177	△441	697	599	△98
合計	1,618	1,177	△441	697	599	△98

2. 時価評価されていない主な有価証券

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券		
信託受益権	10,552	7,645
非上場株式	340	353
投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資	38	26

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
2,650	2,448	—	152	66	14

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 当社は借入金等を対象として、将来の金利変動リスクの回避および平準化を目的に金利スワップ取引および金利オプション取引（キャップ取引）を利用しております。当社は投機目的やトレーディング目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を利用しておりません。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを有しておりますが、当該リスクはヘッジ対象となる資産・負債に係る金利変動リスクを効果的に相殺しております。なお、当社はデリバティブ取引契約にあたっては、当社との取引状況等を総合的に判断し、信用度の高い金融機関に分散しており、相手先の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 当社では、デリバティブ取引に関する社内管理規程により、同取引に係る取組方針、取扱基準、管理方法および報告体制について定めており、相互牽制が機能する体制をとっております。 デリバティブ取引の利用については、ALM委員会での利用計画の承認および取引状況についての定期的な報告が行われております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 同左</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度および退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う複数事業主制度であります。</p>	<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う複数事業主制度であります。</p> <p>なお、全日信販株式会社は、平成20年9月に適格退職年金制度を廃止いたしました。</p>
2. 退職給付債務に関する事項	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
① 退職給付債務 ② 年金資産 ③ 未認識数理計算上の差異 ④ 未認識過去勤務債務（債務の減額） ⑤ 連結貸借対照表計上額純額 ⑥ 前払年金費用 ⑦ 退職給付引当金	△9,596 百万円 10,712 2,484 △820 2,779 3,394 △614	△9,335 百万円 8,681 4,154 △728 2,773 3,522 △749
3. 退職給付費用に関する事項		
① 勤務費用 ② 利息費用 ③ 期待運用収益 ④ 数理計算上の差異の費用処理額 ⑤ 過去勤務債務の費用処理額 小計 ⑥ 適格退職年金制度終了益 ⑦ 退職給付費用	442 百万円 214 △338 291 △92 517 — 517	457 百万円 188 △311 352 △92 593 △42 550
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		
① 退職給付見込額の期間配分方法 ② 割引率 ③ 期待運用収益率 ④ 数理計算上の差異の処理年数 ⑤ 過去勤務債務の額の処理年数	期間定額基準 1.5～2.0 % 1.5～3.5 % 5～12 年 5～12 年	期間定額基準 1.5～2.0 % 1.5～3.5 % 5～12 年 5～12 年

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項		
① 制度全体の積立状況に関する事項	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
年金資産の額	10,619 百万円	9,322 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	9,325	10,132
差引額	1,294	△810
② 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 7.56 %	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 7.19 %
	(追加情報) 当連結会計年度から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。	

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金損金算入限度超過額	47,724 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	50,435 百万円
繰越欠損金	86,390	繰越欠損金	82,892
その他	13,711	その他	13,095
小計	147,827	小計	146,424
評価性引当額	△136,087	評価性引当額	△134,204
合計	11,739	合計	12,220
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
連結子会社資産時価評価差額金	77	連結子会社資産時価評価差額金	97
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について	
法定実効税率	40.6 %	法定実効税率	40.6 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
住民税均等割等	2.3	住民税均等割等	5.4
評価性引当額	△67.7	評価性引当額	△147.2
その他	△1.9	のれん償却額	35.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△25.9	その他	7.1
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△55.9

(セグメント情報)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 事業の種類別セグメント情報	当社および連結子会社は、総合あっせん、個品あっせん、信用保証、融資等の業務を主に営んでおり、これらの業務は信用供与から回収まで事業の種類、性質等が類似しているため、記載していません。	同左
2. 所在地別セグメント情報	当連結会計年度における全セグメントの売上高の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載していません。	同左
3. 海外売上高	当連結会計年度における海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載していません。	同左

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	74.0 (74.0)	1	業務提携	優先株式の 引受	50,000	—	—

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

当社が発行したG種優先株式を1株につき2,000円で引き受けたものであります。

2. その他

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	76.7	—	預金の預入	資金の借入	506,000	短期借入金	70,000
							資金の借入	資金の返済	436,000	—	—
								優先株式の 引受	64,500	—	—
								信託受益権 の売却	125,800	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供していません。

優先株式の引受については、当社が発行したH種優先株式を1株につき2,000円で引き受けたものであります。

信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

② その他

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	74.6 (74.6)	—	資金の借入	資金の借入 資金の返済	426,000 415,500	短期借入金 —	65,000 —

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

② その他

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△951.02	△973.76
1株当たり当期純利益	円	26.48	6.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	2.78	0.53

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	6,124	1,530
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,124	1,530
期中平均株式数	千株	231,285	235,875
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,971,166	2,673,663
(うち第一回B種優先株式)	千株	(68,073)	(68,073)
(うち第一回C種優先株式)	千株	(102,110)	(102,110)
(うちD種優先株式)	千株	(495,700)	(1,189,361)
(うちE種優先株式)	千株	(593,684)	(593,684)
(うちF種優先株式)	千株	(100,351)	(100,351)
(うちG種優先株式)	千株	(611,246)	(611,246)
(うちH種優先株式)	千株	(—)	(8,835)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>平成20年5月14日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額 25,000百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額 25,000百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程 (予定)</p> <p>① 債権者異議申述公告日 平成20年8月11日</p> <p>② 債権者異議申述最終期日 平成20年9月18日</p> <p>③ 効力発生日 平成20年9月19日</p>	<p>1. 平成21年5月26日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額 32,250百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額 32,250百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程 (予定)</p> <p>① 債権者異議申述公告日 平成21年6月30日</p> <p>② 債権者異議申述最終期日 平成21年8月3日</p> <p>③ 効力発生日 平成21年8月4日</p> <p>2. 当社は、平成21年5月13日開催の当社取締役会において、会社分割により平成22年4月1日(予定)に事業持株会社体制に移行すること、ならびに平成21年4月に設立した子会社2社に当社の主要な事業を承継することを決議いたしました。</p> <p>また、当該決議に基づき、平成21年5月26日開催の当社取締役会決議において、吸収分割契約の締結を決議し、同日、吸収分割契約を締結いたしました。同契約は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、承認可決されました。</p> <p>なお、平成22年4月1日(予定)の効力発生日をもって、事業持株会社となる当社は、「㈱アプラスフィナンシャル」に商号変更し、承継会社の1社である㈱アプラスクレジットは、「㈱アプラス」に商号変更する予定であります。</p> <p>(1) 分離先企業の名称</p> <p>① ㈱アプラスクレジット</p> <p>② ㈱アプラスパーソナルローン</p> <p>(2) 分離する事業の内容</p> <p>① ㈱アプラスクレジットには、当社のショッピングクレジット事業、カード事業、決済事業等を承継いたします。</p> <p>② ㈱アプラスパーソナルローンには、当社の消費者金融事業の一部を承継いたします。</p> <p>(3) 事業分離を行う主な理由 経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織作りが急務であると考え、事業持株会社体制の採用により、新たな体制へ移行するものであります。</p> <p>(4) 事業分離日 平成22年4月1日(予定)</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(5) 法的形式を含む事業分離の概要</p> <p>当社を分割会社とし、(株)アプラスクレジットおよび(株)アプラスパーソナルローンを承継会社とする吸収分割であります。</p> <p>なお、(株)アプラスパーソナルローンとの間での吸収分割手続については、会社法第784条第3項の規定に基づき、簡易分割の手続きを行う予定であります。</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	短期社債 (注) 1	平成20年2月6日～ 平成21年3月31日	43,600 (43,600)	10,500 (10,500)	0.9～2.6	なし	平成20年4月～ 平成21年6月
	株式会社アプラス 第1回無担保社債	平成19年6月25日	25,000	16,600	1.9	なし	平成22年6月25日
合計	—	—	68,600 (43,600)	27,100 (10,500)	—	—	—

(注) 1. () 内の金額は、1年以内における償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,500	16,600	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,500	222,200	1.3	—
1年以内返済予定の長期借入金	106,445	71,507	1.3	—
1年以内返済予定のリース債務	—	2,559	3.7	—
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	109,387	52,021	1.7	平成22年～平成28年
リース債務 (1年以内返済予定のものを除く)	—	4,734	3.6	平成22年～平成27年
その他有利子負債	—	—	—	—
計	416,332	353,022	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金およびリース債務（1年以内返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	39,999	7,799	2,460	932
リース債務	2,154	1,524	825	220

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
営業収益(百万円)	24,756	24,440	24,111	22,055
税金等調整前四半期純利益金額(百万円)	1,197	1,692	2,138	△4,038
四半期純利益金額(百万円)	1,196	1,665	2,105	△3,436
1株当たり四半期純利益金額(円)	5.07	7.06	8.93	△14.57

(注) △は損失を示しております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 192,973	※3・※7 199,370
割賦売掛金	※1・※2 408,598	※1・※2 353,576
信用保証割賦売掛金	653,136	627,771
リース投資資産	—	7,004
有価証券	※4 10,552	※4 7,645
前払費用	494	374
繰延税金資産	11,250	11,770
関係会社短期貸付金	560	45
金銭の信託	※5 60,703	※5 58,698
立替金	14,925	13,185
口座振替未収金	12,955	13,947
その他	5,334	2,808
貸倒引当金	△44,331	△40,305
流動資産合計	1,327,153	1,255,892
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,387	2,352
構築物（純額）	21	18
工具、器具及び備品（純額）	859	1,094
土地	5,328	5,230
リース資産（純額）	—	246
その他（純額）	481	524
有形固定資産合計	※6 9,078	※6 9,467
無形固定資産		
ソフトウェア	8,740	10,127
リース資産	—	20
その他	4	3
無形固定資産合計	8,744	10,151
投資その他の資産		
投資有価証券	1,072	724
関係会社株式	12,255	12,523
出資金	0	0
長期貸付金	12	12
長期前払費用	85	73
繰延税金資産	126	—
その他	10,049	10,816
投資その他の資産合計	23,602	24,150
固定資産合計	41,425	43,769
繰延資産		
社債発行費	65	23
繰延資産合計	65	23
資産合計	1,368,644	1,299,685

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,630	3,051
買掛金	12,861	14,702
信用保証買掛金	653,136	627,771
短期借入金	146,000	※7 157,200
1年内返済予定の長期借入金	106,445	71,507
短期社債	43,600	10,500
リース債務	—	2,541
未払金	4,431	3,764
未払費用	527	422
未払法人税等	246	240
預り金	100,423	94,205
債権流動化預り金	—	86,646
賞与引当金	923	637
ポイント引当金	600	1,000
割賦利益繰延	※8 38,541	※8 30,618
その他	80	214
流動負債合計	1,112,448	1,105,023
固定負債		
社債	25,000	16,600
長期借入金	109,387	52,021
リース債務	—	4,730
退職給付引当金	125	200
役員退職慰労引当金	54	74
利息返還損失引当金	6,968	9,276
その他	1,313	1,084
固定負債合計	142,848	83,987
負債合計	1,255,296	1,189,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	47,250
資本剰余金		
資本準備金	28,750	36,000
その他資本剰余金	38,395	18,685
資本剰余金合計	67,145	54,685
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,420	8,803
利益剰余金合計	6,420	8,803
自己株式	△17	△17
株主資本合計	113,549	110,721
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△185	△46
繰延ヘッジ損益	△16	—
評価・換算差額等合計	△201	△46
純資産合計	113,347	110,674
負債純資産合計	1,368,644	1,299,685

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
総合あっせん収益	8,836	※ ¹ 9,641
個品あっせん収益	※ ¹ 13,501	※ ¹ 10,370
信用保証収益	20,674	17,402
融資収益	43,075	38,069
金融収益		
受取利息	77	134
その他	2,346	2,295
金融収益合計	2,424	2,429
その他の営業収益	8,362	8,663
営業収益合計	96,874	86,576
営業費用		
販売費及び一般管理費	※ ² 87,282	※ ² 77,852
金融費用		
支払利息	※ ³ 6,313	※ ³ 6,110
その他	130	216
金融費用合計	6,444	6,326
営業費用合計	93,726	84,179
営業利益	3,147	2,397
営業外収益		
保証金利息収入	42	—
固定資産売却益	—	※ ⁴ 96
投資有価証券売却益	—	66
雑収入	95	103
営業外収益合計	138	267
営業外費用		
株式交付費	189	240
社債発行費償却	25	30
雑損失	50	58
営業外費用合計	265	329
経常利益	3,021	2,334
特別利益		
投資有価証券売却益	2,448	—
社債償還益	—	911
特別利益合計	2,448	911
特別損失		
過年度報奨金等	—	※ ⁵ 708
投資有価証券評価損	—	632
特別損失合計	—	1,341
税引前当期純利益	5,470	1,904
法人税、住民税及び事業税	100	41
法人税等調整額	△1,050	△520
法人税等合計	△950	△479
当期純利益	6,420	2,383

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	25,000	40,000
当期変動額		
新株の発行	25,000	32,250
資本金からその他資本剰余金への振替	△10,000	△25,000
当期変動額合計	15,000	7,250
当期末残高	40,000	47,250
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	13,750	28,750
当期変動額		
新株の発行	25,000	32,250
資本準備金からその他資本剰余金への振替	△10,000	△25,000
当期変動額合計	15,000	7,250
当期末残高	28,750	36,000
その他資本剰余金		
前期末残高	44,162	38,395
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	10,000	25,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	10,000	25,000
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	△21,846	—
自己株式の消却	—	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期変動額合計	△5,766	△19,710
当期末残高	38,395	18,685
資本剰余金合計		
前期末残高	57,912	67,145
当期変動額		
新株の発行	25,000	32,250
資本金からその他資本剰余金への振替	10,000	25,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	△21,846	—
自己株式の消却	—	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期変動額合計	9,233	△12,460
当期末残高	67,145	54,685
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△21,846	6,420
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	21,846	—
当期純利益	6,420	2,383
当期変動額合計	28,266	2,383
当期末残高	6,420	8,803

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△15	△17
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△65,790
自己株式の消却	—	65,790
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	△17	△17
株主資本合計		
前期末残高	61,050	113,549
当期変動額		
新株の発行	50,000	64,500
自己株式の取得	△1	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期純利益	6,420	2,383
当期変動額合計	52,498	△2,827
当期末残高	113,549	110,721
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	91	△185
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△277	138
当期変動額合計	△277	138
当期末残高	△185	△46
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△150	△16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	134	16
当期変動額合計	134	16
当期末残高	△16	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△58	△201
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△142	154
当期変動額合計	△142	154
当期末残高	△201	△46
純資産合計		
前期末残高	60,992	113,347
当期変動額		
新株の発行	50,000	64,500
自己株式の取得	△1	△65,790
剰余金の配当	△3,920	△3,920
当期純利益	6,420	2,383
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△142	154
当期変動額合計	52,355	△2,672
当期末残高	113,347	110,674

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法		
(1) 有価証券		
① 子会社株式	移動平均法による原価法	同左
② その他有価証券		
ア. 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。	同左
イ. 時価のないもの	移動平均法による原価法	同左
(2) デリバティブ	時価法	同左
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)	主として、定率法を採用しております。 ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。	同左
(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)	自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。	同左
(3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンスリース取引に係る リース資産	—————	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 繰延資産の処理方法		
(1) 株式交付費	計上時に全額費用処理しております。	同左
(2) 社債発行費	社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	同左
4. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は76,150百万円であります。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,716百万円であります。
(2) 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同左

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(3) ポイント引当金	ポイント制度によりお客様に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。	同左
(4) 退職給付引当金および前払年金費用	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 前払年金費用（3,394百万円）は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 前払年金費用（3,522百万円）は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。
(5) 役員退職慰労引当金	役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 （会計処理方法の変更） 従来、役員に対する退職慰労金については、支給した時点で費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当事業年度から内規に基づく当事業年度末における要支給額について「役員退職慰労引当金」として計上しております。 これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費が54百万円多く計上され、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は54百万円少なく計上されております。	役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
(6) 利息返還損失引当金	将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。	同左

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
5. 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料契約時一括受領）</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。 2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。 3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。 4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。 	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法	信用保証（保証料分割受領）	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証（保証料分割受領）	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法																					
信用保証（保証料分割受領）	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証（保証料分割受領）	残債方式																					
融資	残債方式																					
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————																				

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当事業年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表) 有価証券	「金融商品取引法」(「証券取引法等の一部を改正する法律」(法律第65号 平成18年 6月14日))が施行され、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年 1月22日)および「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成12年 1月31日)が改正されたことにより、従来「金銭の信託」として表示していたものの一部(当事業年度末10,552百万円)が、「有価証券」として取り扱われることとなったため、当事業年度から「有価証券」として表示する方法に変更しました。なお、前事業年度は「金銭の信託」に17,090百万円含まれております。	—————
口座振替未収金	重要性が増したため、当事業年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、流動資産の「その他」に4,967百万円含まれております。	—————
施設利用権	従来、「施設利用権」(当事業年度末4百万円)として掲記しておりましたが、当事業年度から無形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。	—————
短期社債	従来、「コマーシャルペーパー」として掲記しておりましたが、当事業年度から「短期社債」として表示する方法に変更しました。	—————
債権流動化預り金	—————	当事業年度において債権流動化が増加したことにより負債純資産合計額の100分の1を超えることとなったため、当事業年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、流動負債の「預り金」に2,080百万円含まれております。
(損益計算書) 投資有価証券売却益	金額の重要性が増したため、当事業年度から特別利益に区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、営業外収益の「雑収入」に8百万円含まれております。	従来、特別利益として掲記しておりましたが、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度から営業外収益として掲記する方法に変更しました。
保証金利息収入	—————	従来、「保証金利息収入」(当事業年度4百万円)として掲記しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度から営業外収益の「雑収入」に含めて表示する方法に変更しました。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資有価証券評価損	—————	金額の重要性が増したため、当事業年度から特別損失として掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、営業外費用の「雑損失」に2百万円含まれております。

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、業務提携取引に関連し、平成19年11月クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に係る民事訴訟を提起されましたが、現時点で同訴訟の結果を予測することはできません。	—————

【注記事項】
(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																		
※1. 部門別割賦売掛金	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>40,014</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>166,979</td> </tr> <tr> <td>融資（営業貸付金）</td> <td>201,604</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>408,598</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 融資（営業貸付金）は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。</p>	部門	金額	総合あっせん	40,014	個品あっせん	166,979	融資（営業貸付金）	201,604	計	408,598	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>44,041</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>114,656</td> </tr> <tr> <td>融資（営業貸付金）</td> <td>194,879</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>353,576</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 融資（営業貸付金）は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。</p>	部門	金額	総合あっせん	44,041	個品あっせん	114,656	融資（営業貸付金）	194,879	計	353,576																														
部門	金額																																																			
総合あっせん	40,014																																																			
個品あっせん	166,979																																																			
融資（営業貸付金）	201,604																																																			
計	408,598																																																			
部門	金額																																																			
総合あっせん	44,041																																																			
個品あっせん	114,656																																																			
融資（営業貸付金）	194,879																																																			
計	353,576																																																			
※2. 割賦売掛金を流動化した残高	個品あっせん債権 36,798百万円 融資債権 17,231	個品あっせん債権 51,259百万円 融資債権 1,240																																																		
※3. 担保に供している資産	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金 (定期預金)	60	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金 (定期預金)	60																																										
科目	金額																																																			
現金及び預金 (定期預金)	60																																																			
科目	金額																																																			
現金及び預金 (定期預金)	60																																																			
※4. 有価証券	信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。	同左																																																		
※5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。	同左																																																		
※6. 減価償却累計額 有形固定資産	2,702百万円	3,642百万円																																																		
※7. 関係会社に対する資産 および負債 (1) 現金及び預金 (2) 短期借入金	_____ _____	100,678百万円 70,000百万円																																																		
※8. 部門別割賦利益繰延	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前事業年度 度末残高</th> <th>当事業年度 度増加額</th> <th>当事業年度 度減少額</th> <th>当事業年度 度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>320</td> <td>8,846</td> <td>8,836</td> <td>329 (68)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>24,276</td> <td>6,244</td> <td>13,501</td> <td>17,019 (1,549)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>28,922</td> <td>12,942</td> <td>20,674</td> <td>21,191</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53,519</td> <td>28,033</td> <td>43,011</td> <td>38,541 (1,618)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。</p>	部門	前事業年度 度末残高	当事業年度 度増加額	当事業年度 度減少額	当事業年度 度末残高	総合あっせん	320	8,846	8,836	329 (68)	個品あっせん	24,276	6,244	13,501	17,019 (1,549)	信用保証	28,922	12,942	20,674	21,191	計	53,519	28,033	43,011	38,541 (1,618)	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前事業年度 度末残高</th> <th>当事業年度 度増加額</th> <th>当事業年度 度減少額</th> <th>当事業年度 度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>329</td> <td>9,635</td> <td>9,641</td> <td>324 (65)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>17,019</td> <td>6,127</td> <td>10,370</td> <td>12,777 (1,036)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>21,191</td> <td>13,728</td> <td>17,402</td> <td>17,516</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38,541</td> <td>29,491</td> <td>37,414</td> <td>30,618 (1,102)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。</p>	部門	前事業年度 度末残高	当事業年度 度増加額	当事業年度 度減少額	当事業年度 度末残高	総合あっせん	329	9,635	9,641	324 (65)	個品あっせん	17,019	6,127	10,370	12,777 (1,036)	信用保証	21,191	13,728	17,402	17,516	計	38,541	29,491	37,414	30,618 (1,102)
部門	前事業年度 度末残高	当事業年度 度増加額	当事業年度 度減少額	当事業年度 度末残高																																																
総合あっせん	320	8,846	8,836	329 (68)																																																
個品あっせん	24,276	6,244	13,501	17,019 (1,549)																																																
信用保証	28,922	12,942	20,674	21,191																																																
計	53,519	28,033	43,011	38,541 (1,618)																																																
部門	前事業年度 度末残高	当事業年度 度増加額	当事業年度 度減少額	当事業年度 度末残高																																																
総合あっせん	329	9,635	9,641	324 (65)																																																
個品あっせん	17,019	6,127	10,370	12,777 (1,036)																																																
信用保証	21,191	13,728	17,402	17,516																																																
計	38,541	29,491	37,414	30,618 (1,102)																																																
9. 偶発債務 (1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 (2) 従業員借入金保証残高	8,365百万円 230百万円	8,819百万円 201百万円																																																		

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
10. ローンカードおよびクレジットカードに付帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,722,133百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	1,539,981百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
11. 融資（営業貸付金）における不良債権の状況	<p>不良債権とは、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 73百万円</p> <p>(2) 延滞債権 6,626百万円</p> <p>(3) 3ヵ月以上延滞債権 7,477百万円</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権 19,677百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ2,703百万円、59,908百万円を直接減額しております。</p>	「第2 事業の状況 2. 営業実績 (5) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の状況ならびに特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の不良債権の状況 ⑥不良債権の状況」に記載のとおりであります。

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
12. 配当制限等	<p>(1) 借入金のうち90,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計額から「繰延ヘッジ損益」の金額を控除した金額が560億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(2) 借入金のうち30,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産が980億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(3) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはありません。</p> <p>B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>C種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり)</p> <p>E種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>F種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>G種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。</p>	<p>(1) 借入金のうち43,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計額から「繰延ヘッジ損益」の金額を控除した金額が560億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(2) 借入金のうち20,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産が980億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(3) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはありません。</p> <p>B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>C種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり)</p> <p>E種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>F種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>G種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>H種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。</p>

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	<p>(4) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。</p> <p>① D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、 ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、 イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>② 最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株式への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p> <p>(5) 借入金のうち90,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に損益計算書および連結損益計算書において2期連続して経常損失を計上した場合、期限の利益を喪失する旨が含まれております。</p>	<p>(4) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。</p> <p>① D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、 ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、 イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>② 最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株式への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p> <p>(5) 借入金のうち33,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に損益計算書および連結損益計算書において2期連続して経常損失を計上した場合、期限の利益を喪失する旨が含まれております。</p>

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																		
※1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益	個品あっせん収益 187百万円	総合あっせん収益 △ 100百万円 個品あっせん収益 436																																		
※2. 販売費及び一般管理費	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>34,913百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>2,543</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>7,101</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>923</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>19,156</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>5,580</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,888</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>3,435</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,547</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	34,913百万円	利息返還損失引当金繰入額	2,543	従業員給料手当	7,101	賞与引当金繰入額	923	支払手数料	19,156	販売促進費	5,580	賃借料	2,888	通信費	3,435	減価償却費	2,547	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>22,402百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>7,497</td></tr> <tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,340</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>18,137</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>6,785</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>4,751</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>3,290</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	22,402百万円	利息返還損失引当金繰入額	7,497	ポイント引当金繰入額	1,000	減価償却費	3,340	支払手数料	18,137	従業員給料手当	6,785	販売促進費	4,751	通信費	3,290
貸倒引当金繰入額	34,913百万円																																			
利息返還損失引当金繰入額	2,543																																			
従業員給料手当	7,101																																			
賞与引当金繰入額	923																																			
支払手数料	19,156																																			
販売促進費	5,580																																			
賃借料	2,888																																			
通信費	3,435																																			
減価償却費	2,547																																			
貸倒引当金繰入額	22,402百万円																																			
利息返還損失引当金繰入額	7,497																																			
ポイント引当金繰入額	1,000																																			
減価償却費	3,340																																			
支払手数料	18,137																																			
従業員給料手当	6,785																																			
販売促進費	4,751																																			
通信費	3,290																																			
※3. 金融費用「支払利息」	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>借入金利息</td><td>5,368百万円</td></tr> <tr><td>社債利息</td><td>354</td></tr> <tr><td>短期社債利息</td><td>587</td></tr> </table>	借入金利息	5,368百万円	社債利息	354	短期社債利息	587	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>借入金利息</td><td>5,172百万円</td></tr> <tr><td>社債利息</td><td>460</td></tr> <tr><td>短期社債利息</td><td>471</td></tr> </table>	借入金利息	5,172百万円	社債利息	460	短期社債利息	471																						
借入金利息	5,368百万円																																			
社債利息	354																																			
短期社債利息	587																																			
借入金利息	5,172百万円																																			
社債利息	460																																			
短期社債利息	471																																			
※4. 固定資産売却益	—————	収用による土地譲渡益であります。																																		
※5. 過年度報奨金等	—————	業務提携取引に関連し、クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に関して提起された民事訴訟において、平成20年7月30日に和解が成立したことにより生じたものであります。																																		
6. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>405,138 (404,530)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>65,937 (59,508)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>315,455 (298,347)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>127,079 (127,079)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,277,700</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,191,311</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	405,138 (404,530)	個品あっせん	65,937 (59,508)	信用保証	315,455 (298,347)	融資	127,079 (127,079)	その他	1,277,700	計	2,191,311	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>452,965 (452,348)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>62,187 (55,956)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>311,759 (294,399)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>104,707 (104,707)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,334,169</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,265,789</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	452,965 (452,348)	個品あっせん	62,187 (55,956)	信用保証	311,759 (294,399)	融資	104,707 (104,707)	その他	1,334,169	計	2,265,789						
部門	金額																																			
総合あっせん	405,138 (404,530)																																			
個品あっせん	65,937 (59,508)																																			
信用保証	315,455 (298,347)																																			
融資	127,079 (127,079)																																			
その他	1,277,700																																			
計	2,191,311																																			
部門	金額																																			
総合あっせん	452,965 (452,348)																																			
個品あっせん	62,187 (55,956)																																			
信用保証	311,759 (294,399)																																			
融資	104,707 (104,707)																																			
その他	1,334,169																																			
計	2,265,789																																			
	(注) ()内の金額は、元本取扱高であります。	(注) ()内の金額は、元本取扱高であります。																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注) 1	36,489	14,805	—	51,294
E種優先株式 (注) 2・3	—	1,000,000	1,000,000	—
合計	36,489	1,014,805	1,000,000	51,294

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. E種優先株式の増加は、取得請求に基づき取得したものであります。
3. E種優先株式の減少は、消却したことによるものであります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注) 1	51,294	10,411	—	61,705
D種優先株式 (注) 2・3	—	32,250,000	32,250,000	—
合計	51,294	32,260,411	32,250,000	61,705

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. D種優先株式の増加は、買取りによるものであります。
3. D種優先株式の減少は、消却したことによるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引																				
<p>1. 借手側</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">3,644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">2,979</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: center;">664</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">3,057 (2,606)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: center;">7,788 (7,536)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">10,846 (10,143)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内の金額は、転貸リース取引に係る借手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支払リース料</td> <td style="text-align: center;">763</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	科目	器具備品	取得価額相当額	3,644	減価償却累計額相当額	2,979	期末残高相当額	664	1年以内	3,057 (2,606)	1年超	7,788 (7,536)	合計	10,846 (10,143)	支払リース料	763	減価償却費相当額	700	支払利息相当額	35	<p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料の残高が、有形固定資産および無形固定資産の合計額の100分の10未満であるため、記載を省略しております。</p>
科目	器具備品																				
取得価額相当額	3,644																				
減価償却累計額相当額	2,979																				
期末残高相当額	664																				
1年以内	3,057 (2,606)																				
1年超	7,788 (7,536)																				
合計	10,846 (10,143)																				
支払リース料	763																				
減価償却費相当額	700																				
支払利息相当額	35																				

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>2. 貸手側 未経過リース料期末残当額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">2,594 (2,594)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">7,785 (7,785)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,380 (10,380)</td> </tr> </table> <p>(注) ()内の金額は、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。</p>	1年以内	2,594 (2,594)	1年超	7,785 (7,785)	合計	10,380 (10,380)	<p>2. 貸手側 リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。</p>																		
1年以内	2,594 (2,594)																								
1年超	7,785 (7,785)																								
合計	10,380 (10,380)																								
<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1,060</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,314</td> </tr> </table> <p>2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">406</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> </table>	1年以内	253	1年超	1,060	合計	1,314	1年以内	406	1年超	95	合計	501	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">245</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">815</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,060</td> </tr> </table> <p>2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">308</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">370</td> </tr> </table>	1年以内	245	1年超	815	合計	1,060	1年以内	308	1年超	61	合計	370
1年以内	253																								
1年超	1,060																								
合計	1,314																								
1年以内	406																								
1年超	95																								
合計	501																								
1年以内	245																								
1年超	815																								
合計	1,060																								
1年以内	308																								
1年超	61																								
合計	370																								

(有価証券関係)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)
貸倒引当金損金算入限度超過額 44,643 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額 47,325 百万円
繰越欠損金 83,619	繰越欠損金 80,691
その他 12,521	その他 11,886
小計 140,784	小計 139,903
評価性引当額 <u>△129,407</u>	評価性引当額 <u>△128,133</u>
合計 11,376	合計 11,770
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について
法定実効税率 40.6 %	法定実効税率 40.6 %
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5
住民税均等割等 1.8	住民税均等割等 2.1
評価性引当額 △51.4	評価性引当額 △66.9
その他 △9.1	その他 △2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△17.4</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△25.2</u>

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△943.75	△963.07
1株当たり当期純利益	円	27.76	10.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	2.92	0.82

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	6,420	2,383
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,420	2,383
期中平均株式数	千株	231,285	235,875
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,971,166	2,673,663
(うち第一回B種優先株式)	千株	(68,073)	(68,073)
(うち第一回C種優先株式)	千株	(102,110)	(102,110)
(うちD種優先株式)	千株	(495,700)	(1,189,361)
(うちE種優先株式)	千株	(593,684)	(593,684)
(うちF種優先株式)	千株	(100,351)	(100,351)
(うちG種優先株式)	千株	(611,246)	(611,246)
(うちH種優先株式)	千株	(—)	(8,835)

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>平成20年5月14日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額 25,000百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額 25,000百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程(予定)</p> <p style="margin-left: 20px;">① 債権者異議申述公告日 平成20年8月11日</p> <p style="margin-left: 20px;">② 債権者異議申述最終期日 平成20年9月18日</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 効力発生日 平成20年9月19日</p>	<p>1. 平成21年5月26日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額 32,250百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額 32,250百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程(予定)</p> <p style="margin-left: 20px;">① 債権者異議申述公告日 平成21年6月30日</p> <p style="margin-left: 20px;">② 債権者異議申述最終期日 平成21年8月3日</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 効力発生日 平成21年8月4日</p> <p>2. 吸収分割について、その概要は「1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。</p>

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定 資産	建物	4,333	111	103	4,341	1,988	128	2,352
	構築物	126	—	—	126	108	3	18
	工具、器具 及び備品	1,460	689	103	2,046	951	439	1,094
	土地	5,328	—	98	5,230	—	—	5,230
	リース資産	—	702	1	701	454	454	246
	その他	531	419	286	663	139	116	524
有形固定資産計		11,781	1,922	593	13,109	3,642	1,143	9,467
無形固定 資産	ソフトウェア	17,482	3,648	1,087	20,044	9,916	2,261	10,127
	リース資産	—	42	—	42	21	21	20
	その他	18	—	1	17	13	0	3
無形固定資産計		17,501	3,691	1,088	20,104	9,952	2,284	10,151
長期前払費用		168	21	25	164	91	29	73
繰延資産	社債発行費	90	—	11	78	55	30	23
繰延資産計		90	—	11	78	55	30	23

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	44,331	22,402	26,428	—	40,305
賞与引当金	923	637	923	—	637
ポイント引当金	600	1,000	600	—	1,000
役員退職慰労引当金	54	22	2	—	74
利息返還損失引当金	6,968	7,497	5,189	—	9,276

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産

ア. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	184
預金	
当座預金	51,421
普通預金	142,608
通知預金	500
定期預金	60
別段預金	1
郵便振替貯金	4,594
小計	199,185
合計	199,370

イ. 割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期貸倒高 (百万円)	次期繰越高 (D) (百万円)	回収率(%)	回転率
						$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
総合あっせん	40,014	452,965	447,412	1,525	44,041	90.8	10.8
個品あっせん	166,979	62,187	108,607	5,903	114,656	47.4	0.4
融資	201,604	104,707	92,433	18,999	194,879	30.2	0.5
計	408,598	619,860	648,453	26,428	353,576	63.1	1.6

ウ. 信用保証割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	次期繰越高 (D) (百万円)	回収率(%)	回転率
					$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
信用保証	847,582 (653,136)	311,759	365,800	793,541 (627,771)	31.6	0.4

(注) 1. 信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定し、当該保証限度額を「信用保証割賦売掛金」ならびに「信用保証買掛金」に計上しております。

2. () 内の金額は、貸借対照表計上額であります。

② 負債

ア. 支払手形

(ア) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)アートファイナンス	1,173
ポラリス・ファイナンス(株)	625
(株)アデランス	474
トヨタカローラ愛知(株)	122
(株)ホンダリース福井	76
その他	578
計	3,051

(イ) 期日別内訳

21年4月 (百万円)	21年5月 (百万円)	21年6月 (百万円)	21年7月 (百万円)	21年8月 (百万円)	21年9月 (百万円)	21年10月 ~22年3月 (百万円)	22年4月 以降 (百万円)	計 (百万円)
143	141	176	223	483	80	503	1,297	3,051

イ. 買掛金

相手先	金額 (百万円)
(株)ジェーシービー	4,118
日本アムウェイ(株)	938
鈴与商事(株)	910
(株)阪急阪神百貨店	839
(株)東京個別指導学院	624
その他	7,271
計	14,702

ウ. 信用保証買掛金

区分	金額 (百万円)
銀行	122,143
生命保険会社	74,408
損害保険会社	58,678
その他	372,540
計	627,771

エ. 借入金

区分	金額（百万円）	
	短期借入金	長期借入金（うち1年以内返済予定）
都市銀行	32,500	42,350（ 31,900 ）
信託銀行	30,000	20,950（ 10,950 ）
地方銀行	18,200	13,909（ 8,306 ）
その他	76,500	46,319（ 20,351 ）
計	157,200	123,528（ 71,507 ）

オ. 預り金

区分	金額（百万円）
オートネットサービス（集金代行業務）回収金	73,498
その他	20,707
計	94,205

カ. 債権流動化預り金

区分	金額（百万円）
信託銀行	86,304
その他	341
計	86,646

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	500株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
株主名簿管理人	(特別口座) 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.aplus.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第53期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 四半期報告書及び確認書
（第54期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日） | 平成20年8月8日
関東財務局長に提出。 |
| （第54期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日） | 平成20年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| （第54期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日） | 平成21年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定
（親会社および主要株主の異動）に基づく臨時報告書 | 平成20年7月31日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の規定
（第三者割当による新株式の発行）に基づく臨時報告書 | 平成21年3月24日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定
（吸収分割）に基づく臨時報告書 | 平成21年5月18日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成21年5月18日に提出した臨時報告書（吸収分割）に係る訂正報告書 | 平成21年5月29日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 発行登録書（社債）関係
平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成20年4月1日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成20年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成20年10月21日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成20年10月21日
近畿財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成20年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成21年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成21年3月24日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成21年5月20日
関東財務局長に提出。 |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書 | 平成21年5月29日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社アプラス
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において承認可決されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社アプラス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 岩本 正
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 順二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥津 佳樹
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年5月26日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、承認可決された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社分割により平成22年4月1日（予定）に事業持株会社体制へ移行すること、ならびに平成21年4月に設立した子会社2社に会社の主要な事業を継承することを決議した。また、当該決議に基づき平成21年5月26日開催の取締役会決議で吸収分割契約の締結を決議し、同日、吸収分割契約を締結した。同契約は平成21年6月26日開催の定時株主総会において、承認可決された。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプラスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アプラスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社アプラス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において承認可決されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社アプラス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 岩本 正
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 順二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥津 佳樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年5月26日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、承認可決された。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社分割により平成22年4月1日（予定）に事業持株会社体制へ移行すること、ならびに平成21年4月に設立した子会社2社に会社の主要な事業を継承することを決議した。また、当該決議に基づき平成21年5月26日開催の取締役会決議で吸収分割契約の締結を決議し、同日、吸収分割契約を締結した。同契約は平成21年6月26日開催の定時株主総会において、承認可決された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。